

令和8年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第1回 定例会（第4号）

招集年月日	令8年 2月 26日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和8年 3月 12日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	散 会	令和8年 3月 12日 午後 4時14分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (9)	原 克 美	○	5	藤 原 芳 樹	○
	副議長 (11)	藤 原 修 治	○	6	勝 田 秋 夫	○
	1	唐 溪 悦 子	○	7	牛 尾 博 文	○
	2	瀬 古 航 也	○	8	日 高 学	○
	3	松 浦 祐 太	○	10	福 島 教 次 郎	○
	4	中 原 伸 也	○	12	簀 根 正 一	○

会 議 録 署 名 議 員	5 番	藤 原 芳 樹	6 番	勝 田 秋 夫
地方自治法第 1 2 1 条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	山 根 啓 史	健康福祉課長	志 村 幸 恵
	教 育 長	阿 川 俊 治	産業振興課長	行 田 将 士
	総務課長	中 原 輝 文	美郷バレー課長	安 田 亮
	企画推進課長	永 妻 孝 司	建設課長	三 上 智 央
	情報・未来技術戦略課長	佐 竹 一 輝	大和事務所長	吉 村 猛
	活気あふれる町づくり課長	石 田 圭 司	教育課長	旭 林 修 範
	会計課長	森 原 健 次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和 8 年美郷町議会第 1 回定例会議事日程
(第 4 号)

令和 8 年 3 月 1 2 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番・藤原芳樹議員、6番・勝田議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

本日は、通告1から通告7までの一般質問を行い、通告8から通告10は、明日13日に行います。

それでは、通告順に質問を許します。

通告1、12番・簗根議員。

●原議長

12番・簗根議員。

●簗根議員

はい、改めまして、おはようございます。12番、簗根でございます。初めに議長のお許しをいただきましたので、一言申し述べさせていただきます。昨日、11日は、東日本大震災から15年が経過したところでございます。15年前の地震発生時にも、3月定例会の期間中でありまして、休憩時にテレビを見た時、本当押し寄せる津波を見まして、これは本当に映画を見ているような思いでございました。本当にお亡くなりになられた方々に、哀悼の誠を捧げますとともに、ご遺族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。なお、早期の復旧復興を願うところでございます。以上でございます。それでは、質問に入らせていただきます。私は1点ほど、住宅用火災報知器についてご質問をさせていただきます。近年、全国で住宅火災が、多発しており逃げ遅れによる死亡される方が多くおられることが報じられています。このような住宅火災を知らせる報知器の設置を総務省消防庁は、新築住宅におきましては、2006年、平成18年6月から、既存の住宅に関しては、各自治体の条例により、2008年から2011年にかけて、全国で設置が義務化され、平成23年6月以降は、全ての一般住宅の寝室、居間に設置が義務づけられました。本町では、江津邑智消防組合が管轄をされていると思います。警報器が全ての住宅に義務化された2011年、平成23年に設置されたものは、既に15年が経過しております。警報器は、設置後10年が経過したら、電池切れや、本体の劣化の可能性があるため、点検、交換が必要と言われております。こうしたことを踏まえ、町として、点検、交換の必要性を、一般住宅にお住まいの方へ周知を徹底して、身の安全を守るよう推奨してはいかかかと思いますが、お伺いします。よろしく願います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。それでは簾根議員のご質問、住宅用火災報知器についてにお答えをいたします。住宅用火災警報器は、町民自身が、住宅火災を早期に発見をし、逃げ遅れを防ぐための大切な機器です。議員のおっしゃるとおり、平成 23 年に住宅への設置が義務化をされ、約 15 年が経過をしております。警報器の使用は、設置から 10 年程度が目安とされており、義務化当初に設置をされました警報器は、電池切れや電子部品の寿命が来ていたり、作動不良や誤作動も懸念されます。こうしたことも踏まえ、町では、近年、継続的に広報紙などで周知や全国火災予防運動期間に合わせたアナウンスなどを実施をしています。また、美郷町を含む 4 市町の消防業務を担当する江津邑智消防組合におきましても、ホームページなどで周知を行っております。簾根議員のおっしゃるとおり、警報器の適切な維持管理は、町民の身体、生命を守るために大事なことであり、その周知、啓発は重要であると思います。町といたしましては、消防組合や関係機関とも連携して、引き続き周知啓発に努め、ご家庭での自主点検や交換を促してまいりたいと考えております。

●原議長

12 番、簾根議員。

●簾根議員

はい、ありがとうございます。町が管理しておられる定住住宅、また借上住宅は、消防法に基づき貸主が行う義務はあるとされておりますが、町はどのように行われておりますでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

町営住宅等の火災報知機は、消防法に基づきまして、町の方で設置をしております。

●原議長

12 番、簾根議員。

●簾根議員

警報器の異常などの確認は、どのように、されておりますでしょうかね。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

異常の把握は、基本は住んでおられる方に、居住、入居されてる方をお願いをしております。基本、設置から 10 年以上経過しているものもあり、電池交換ですとか、故障があれば、その連絡をいただいております。町では交換用の電池を常備しておりますので、そのような連絡がありましたら、電池の交換、また故障でありましたら、警報器の取替えを行っております。

●原議長

12 番、簾根議員。

●**簀根議員**

そうすると、電池切れや本体の交換については、町の方に申し出れば、これは無償でやってもらえるのでしょうか。

●**原議長**

番外、建設課長。

●**三上建設課長**

町の方で取替えを無償で行っております。

●**原議長**

12 番、簀根議員。

●**簀根議員**

平成 23 年の義務化から、先ほども答弁いただきました年数が経過しているが、一斉に新たに更新を考えておられるのでしょうか。入居者に対して、もう年数が経ってますよとかというような周知等はどのようにされてますでしょうか。

●**原議長**

番外、建設課長。

●**三上建設課長**

消防改正によります平成 23 年度までに建てられました住宅は別ですが、その後に、住宅が建設年度が違う住宅が建っております。その都度報知器をつけておりますので、色々な年数の報知器がありますので、当面は既存のものを受けまして、異常や故障があれば順次交換をしていく。また、広報紙などによる全体的な周知に加えまして、入居者への作動確認に関する周知等行った上で、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

●**原議長**

12 番、簀根議員。

●**簀根議員**

町における対応については理解をいたしたところでございますが、一方住宅用火災報知器の設置率はもう年々上昇しておりまして、令和 5 年 6 月時点におきましては、全国の設置率は 84%と言われていると。このように多くの設置された効果で、死者数の半減、また、総損傷面積も半減しており、また、損害額は 40%の減という報告がされております。このように必要な警報器ですが、警報器は天井等に設置されているため、高齢者の方にとっては、とても点検作業等々が難しいのではないかと。思うところがございます。このような問題をどのように捉えて、誰が点検、交換等々されるのかということと。ころを心配しておりますけど、どのようにお考えでしょうか。

●**原議長**

番外、総務課長。

●**中原総務課長**

簀根議員さんの高齢者等への対策というご質問だと思います。まずはですね、警報器につきましては一度つけたらそれで大丈夫だと、終わりだと言うわけではなくて、交

換などが必要だということを知っていただくということが基本であると思います。そのためにですね、先ほども答弁で申し上げましたように、広報誌や消防活動などを通じて啓発や周知を今後も行っていくということです。それが基本となります。一方でですね、おっしゃるように高齢者の方等についてはですね、個別の声かけといったことも大事かと思っています。関係機関や関係者との相談も必要になるかとは思いますが、例えば、個別訪問をする機会の多い方々に、その訪問した際に、一声声をかけていただくというような働きかけをすることも一つの方策かと思っています。以上です。

●原議長

12 番、簗根議員。

●簗根議員

私が思いますのに、なかなか高齢化して、ほとんどの家庭の女性の方は大変難しいことだと思いますし、危険性も伴うところでございます。こういうことを踏まえて、連合自治会単位で、それぞれ誰か町のほうからお願いをして、その方が顔を見知りの方の方が良いと思います。どこから来られたか分からん。最近聞くところによりますと、違法業者的なものが、お宅の警報器等々点検に参りましたというようなことで、高額な料金を取られることも聞いたこともございます。こういうことを踏まえますと、連合自治会単位等で、それぞれ町の方から任命というよりか、お願いをしながら、点検作業等々を行ってはいかがかと思いますが。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

まず、交換につきましてはですね、例えば、簗根議員さんがおっしゃる連合自治会とかいうことがございます。まず警報器自体購入、例えば町内の電器店等で、購入された場合は、交換等も若干費用もあるかとは思いますが、交換も一緒にしていただけたらと思います。それからですね、例えば、ご懸念されているような高齢者の方は、比較的ヘルパーとかそういう介護サービスを受けておられる方も多いかと思っています。そういった方にできる範囲になろうかとは思いますが、頼んでいただければしていただければいいものかと思っています。あとは、加えてですね、もう少し言えば同じく高齢の方が実施者になるかもしれませんが、シルバー人材センターとかいう制度もございますので、そこでも様々な生活上のサービスを提供されておられますので、そういったところに頼まれるというのも、一つの安くできて、安全に安くできる一つの手かと思っています。以上です。

●原議長

12 番、簗根議員。

●簗根議員

はい、ありがとうございます。そういった大変高齢化社会においては、大変難しい、大変な作業だと思いますので、今後、自治会等々にもお願いしながら、やっていただきたいと思います。こうした中におきまして、購入等々簡単に電気店等々で、販売されていると思います。また、自分で家庭の若い人は誰でも簡単に点検することが出来ますの

で、より一層啓発等々に努めてもらいまして、安全にもraitたいと思うところでございます。それでは、時間も、まだ余計ありますけど、そうした事業がしてもらえるとということでございますので、今後、警報器に限らず事業拡大に取り組んでいただいて高齢者福祉の推進をしていただきたいと思います。防災の取り組みでは、自助、共助、公助、大事と言われていますが、安心安全な町づくりに向けて、今後も、地域などと連携をしながら、取り組んでいただきたいと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

●原議長

箕根議員委員の質問が終わりました。
ここで10時まで休憩いたします。

(休憩 午前 9時49分)

(再開 午前10時00分)

●原議長

それでは、会議を再開いたします。
通告2、4番・中原議員。

●原議長

4番・中原議員。

●中原議員

4番、参政党の中原伸也です。今回で3回目となる一般質問ですが、振り返れば、私は毎回2番目での登壇となっております。現在、ワールドベースボールクラシックが開催されており、野球を愛する1人として、日本代表の大会連覇を大いに期待をしておりますが、近年の野球において、2番バッターというのは、単なるつなぎ役にとどまらず、状況に応じて、攻撃の起点となる極めて重要な役割を担うポジションでございます。私も町政の課題を的確に捉え、単なる批判にとどまらない町の未来を切り開くための提言ができれば、そして、かつ、バランスのとれた議論を展開する名2番バッターを目指して、精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。さて、先の第51回衆議院選挙では、高市総理が率いる自民党が歴史的な大勝を収めました。政権の顔が変わった途端に、それまでの逆風が、嘘のように支持率がはね上がり、トップの姿勢や発信力、つまり、イメージが発信されることだけで、国民の期待や信頼感が、これほどまでに変わるのかという強い衝撃を受けました。これはまさに組織の姿勢そのものが信頼や結果に直結することを物語っています。話を本題へと移します。私は、日頃から町民の皆様の声に耳を傾けるよう努めておりますけれども、その中で、役場の窓口で声をかけづらい。挨拶が少なく元気が感じられない。どこに行ったらいいのかわかりにくく不安だというご意見をいただきました。我が美郷町は、UIターンの促進や交流人口、関係人口の増加に注力しておりますけれども、移住相談や観光などで訪れられた方が、最初に接する町の顔である役場の窓口で、もし、事務的過ぎる対応であったり、どこか距離を感じるような、よそよそしい雰囲気を感じてしまったとしたらどうでしょうか。私自身、職員の皆様が日々膨大な業務の中で、真摯に取り組んでおられることは

重々承知をしております。その上で、町民の皆様から寄せられた率直な声は、役場全体として、さらにより雰囲気づくりに取り組むための前向きなヒントであると受け止めております。外向きの戦略を確かな成果につなげるためにも、まずは、役場内部のおもてなしの質を高めていくことが大切だと考えております。それは、私自身の行動や自戒も含めて、職員の皆様と一緒に、よりよい役場の雰囲気づくりを進めていきたい。その思いこそが、今回の質問の趣旨でございます。冒頭に触れました内閣の例と同様に、役場の庁舎内も、来庁者の視点で印象がよくなれば、せっかくの努力が良くなれば、せっかく努力をされていることが十分に伝わっておりません。職員の皆様の取組みがしっかりと来庁者に届くよう、親切で活気ある役場づくりを、もう一歩前へ進めることができれば、町への信頼、そして、職員の皆様への評価も高まると確信をしております。役場は、単なる事務手続の場ではなく、町の姿勢そのものを映し出す鏡だと私は考えております。来庁者が不安なくスムーズにすがすがしい気持ちで手続きを得られる環境を整えるということは、大きな予算をかけずとも、今すぐ取り組める重要な取組みだと思っております。以上のことを踏まえて、通告に沿って質問をいたします。（１）窓口対応の向上について。１つ目、こうした町民の声をどう受け止めているのか。町長の認識は。２つ目、町内外からの来庁者に対し、職員が常に意識を保持するための具体的な仕掛けを導入する考えはあるか。（２）迷わせない窓口環境の整備について、初めて来庁される方や、窓口での手続きに不安を感じる方がストレスなく目的の窓口へたどり着けるようなユニバーサルデザインを取り入れた案内表示の改善であったり、フロア誘導係の配置や、積極的な声掛け運動を検討出来ないでしょうか。続いて、もう１つの質問項目として、児童の登下校時の安全確保に関する点をお尋ねいたします。児童数の減少により、小人数での登下校となっている現状があります。こうした中で、イノシシやクマなどの鳥獣害被害、さらには、不審者対策といった安全上の課題が指摘をされております。そこで、安全確保の観点から、都賀本郷地内を走る路線バスに児童を乗せることが出来ないか、町としての考えをお聞かせください。以上、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

中原議員のご質問、親切で活気あふれる役場づくりのために、お答えをいたします。私も、野球を愛する人間であります。大谷翔平選手のように、強烈な打球を打たれることがあるかと思いますが、しっかりと受け止めさせていただきまして、共に明るい町、将来性のある町づくりをしていけたらというふうに思っております。窓口の対応、接遇は、町民の皆様と行政との最も身近な接点であり、町の姿勢を示すものという議員のご指摘は、私も全く同感でございまして、日頃から、重要視をしております。ご質問でご指摘いただきました、町民の皆様からの挨拶が少ない、元気がないなどのご意見につきましては、まずは真摯に受け止めをさせていただきたいと思っております。一方で、職員も日頃から常に意識をして、丁寧な対応にも努めておりまして、多くの町民や来庁者の方から、親切で助かった。丁寧な対応をしてもらったといった評価の声も、一方で多くいただいております。接遇向上や、来庁者が迷われないための取組みとして、現在実施しているものを幾つか申し上げたいと思っております。１つは、１階に窓口当番を配置をし、行き先を探しているような方に声をかけ、案内をさせていただいております。次に、管理職

の机の配置をフロアや、窓口を向くように配置をしております、来庁者に気づきやすいようにして必要に応じて、部下である職員に指示をしていただいております。3つ目として、心理的な面への配慮でございますが、庁舎に入るときに、一斉に注視されると圧迫感を感じるという声を複数いただいておりますので、一斉に注視し過ぎない、また、窓口の受付中の方は、繊細な手続きをしている場合もあるので、気をつけるというようなことを心がけております。その一方で、迷っているような方や窓口にこられた方には、積極的に声かけをさせていただいております。ユニバーサルデザインの点でございますが、庁舎案内、サインにつきましては、できるだけユニバーサルデザインを踏まえた字体ですとか、色合いですとか、というものを使用をするようにしております。また、各課の名前の表示盤と一緒に表示盤の中に課名と一緒に、その課で行っている主な手続を表示をさせていただくようにしているといったことなどを例として挙げさせていただきます。また、職員へは、来庁者への挨拶や丁寧な接遇に心がけるよう日頃からミーティングなどを通じて、指示をしており、私や副町長、教育長も、できるだけ率先して行うようにしております。先ほど申し上げましたように、組織として様々な取組みを行い、丁寧な接遇等に心がけておりますが、時と場合によっては不十分なこともあると思います。丁寧な接遇等は、役場に限らず対人業務の基本であり、町や組織のイメージにも関わるものです。議員がおっしゃるとおり、引き続き、その向上改善に努力してまいりたいと思います。

●原議長

4番、中原議員。

●中原議員

それでは答弁いただいた内容で、幾つか確認をさせていただきます。フロアに案内係がいらっしゃるというのは、ちょっと私の認識としてなかったのですが、これは専従ではないと思うんですが、主にどの課の職員さんが、担当されているのかと、開庁時間から閉庁時間までずっといらっしゃるのかをお聞かせください。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

担当している課につきましては、住民課の職員が担当しております。そして今、専従とおっしゃられましたけど、専従ではなく交代制で行っております。それから対応している時間ですけども、基本的に就業時間中に行っております。就業時間の間、カウンターに座ってフロアの方を向く形で席に座って対応しております。以上です。

●原議長

4番、中原議員。

●中原議員

来町された方への接遇であったりとか、窓口対応に関する研修会とか勉強会などは実施をしておられるのか。また、実施をされていらっしゃるのであれば、その実施方法や方法、研修内容といったような、もう少し詳しいことをお聞かせ願いたいと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

研修の内容や方法ということ、種類や内容ということだと思います。研修についてはですね、主に、大きく分けては2つです。いわゆる対面、集合型の研修ということで、まず、基本となるものは採用時以降、順次行っていく階層別研修というところで、接遇とか、住民対応というものの研修のメニューが組み込まれているということが1つございます。それから、例えば接遇とかに特化したものとして、接遇や窓口対応力向上研修と言いますけれども、そういったもの。それからコミュニケーション、ビジネスマナー研修といったものも実施しております。ここはちょっと言いますと、いろんな名称のものがございますけど、対人研修としては主だったものはそのようなものを実施しておると。加えてですね、受講しやすいようにということで、ウェブ研修の形も実施しております、職員が都合がつく時に、実施、受講できる研修というのでも実施しております、その中でも、いわゆる接遇や、町民の方への対応といった研修メニューは複数用意しております。加えてですね、窓口部門においてはですね、職員が自主的な勉強会ということも実施しておるのも事実です。それら研修についての評価でございますけれども、研修を受けた後は、私ども復命書と言っておりますけれども、研修の内容を報告するものが、種類が作成することになっておりまして、その中では、やっぱり役立ったとか、改めて役立ったとか、新しい気づきがあった、実践的であったという声が多くありますので、研修内容については、評価できるものと考えております。以上です。

●原議長

4番、中原議員。

●中原議員

もう1点ですが、庁舎内のレイアウトなども工夫をされているというふうに答弁がありましたけれども、これは私個人的な感想なんですけど、窓口のカウンターと職員さんとの机にちょっと微妙な距離があるように感じて、それがちょっと空気感として、どうかなっていうところもあるんですが、そういったレイアウトに関して、何かこう専門家の方にアドバイスをいただいて、こういった配置にされているのかっていうのを、お聞かせください。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

今、中原議員さんがおっしゃられた件につきましてはですね、決して遠ざけるようにしているわけではなくて、窓口対応の面からの工夫の一つでございます。これはですね、なぜかという、やっぱり窓口での来庁をされた方の相談や手続きの中にはですね、繊細の事柄や、周囲に聞かれないようなことっていうのも、しばしばございます。ですので、そうした面に配慮して、カウンターと職員の席を若干の距離を取るようしております。もちろんですね、フロアの広さの関係があって、そういったものが取れてないというところもございます。ただそうしたものは、工夫の一つとして実践しております。

す。そして、こうしたレイアウトの管理職がフロアに向くといったことも含めまして、こういったレイアウトの工夫はですね、来庁者の方の声や、職員同士で、こうしてはどうかという提案の中から実施しておるもの、私どもで実施しておるもので、考えて実施しておるものでございます。

●原議長

4 番、中原議員。

●中原議員

一つ私今ちょっと聞いて感心したのが、入って来られた方を一斉に見ない工夫をされているっていうところは、すごくそういったところまで配慮されているんだなということも感じまして、その他にも、もしこういったことをやって役場の雰囲気づくりをしているんだよっていうことがあれば、せっかくの機会なので、ここでお示しいただければと思います。いかがでしょう。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

ありがとうございます。まず、その上でですね、町長が申し上げたものの他、今思い浮かぶものといましてはですね、特に入ってきたフロアですけども、町民や町外の方が多くいらっしゃいます。そうした方へ、町の取組みを知っていただいたり、感心を持っていただくための PR やお知らせとして、例えば、カヌーであったり、バリであったり、美郷バレエであったり、それから例えば、他にも中原芳煙氏といったような、町の強みを活かしたような企画ものですか、それから様々なイベントのお知らせというものを、あえてフロア中央に配置するようにしております。それは、町の話題ですとか、トピックス的なものも含めてそのように実施しております。そして、もう一つは、これは職員からの提案であったんですけども、やっぱりリラックスできる少しやわらかい雰囲気づくりをしたいということで、BGM を音量いろいろ工夫したりしてるんですけども、BGM を流して雰囲気づくり、よい雰囲気づくりに努めているところでございます。

●原議長

4 番、中原議員。

●中原議員

1 階フロアを、私もあんまりこうウロウロすることがなくてですね、駐車場、裏の駐車場から入って、職員通用口から入って上がってきますので、そういった取組みのところにちょっと目が届いていませんでした。そういったところで、工夫をされているなどというのはあるんですが、それは主に、多分正面の方から玄関から入って来られる人に向けての取組みだて工夫かなというふうに思うんですが、今、私が申したような行動、庁舎の裏に車を止めて入って来られる方に対しては、そういった取組みがちょっとこう認識をされにくいのかなあっていうふうにも思うんですが、実際に、正面玄関から入って来られる方と、裏の駐車場に停めてそちらから入って来られる人の割合というか、というのが、正確な割合は多分わからないと思いますけれども、感覚的なもので結構ですの

で、どちらが多いかっていうのは、ちょっとお聞かせください。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

歩いて来られたりする方は、当然正面からが多いかとは思いますが、車で来られたり、特に町外から来られる方は、裏口から入られる割合が多いのではないかと思います。

●原議長

4番、中原議員。

●中原議員

やっぱり、裏口から入られる方が多いとなると、そういったせっかく工夫をされているような展示であったり、広報物のようなものが届かないとか、気づかないってところが、もしかしたら、今回のそういった意見につながっているのかもしれないなというふうに感じました。裏口から入ってくると、広さも十分ではないですし、正面から入ってこられたような、同じ対応とか工夫をするっていうのは難しいかもしれないですけども、そういった事情を踏まえて、もう一步踏み込んで、そこから、さらなる改善の余地があるのかなというふうにも、僕も思うんですが、その辺りは、これ、今後取り組んでいかれるというような考えでいらっしゃるのでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

確かにですね、職員通用口ということも兼ねておりますので、少し、裏から入った時殺風景かなあと感じられる方もおられるかとは思いますが、おっしゃるように、スペースとかという点もございますので、工夫も必要ですが、庁舎の入り口、今日もご質問からおっしゃっておられますけど、町のイメージの向上のためにも、何らかできることを工夫してみたいなと思って、できることを工夫してみたいと思います。以上です。

●原議長

4番、中原議員。

●中原議員

ぜひ、その点は、お願いをしたいなと思っております。ここまで、庁舎内のレイアウトだったりというような工夫は理解はしましたので、今後ですね、さらなる改善をしていくという姿勢は、引き続きやっていただければなというふうに思っております。次に窓口での対応についても、ちょっとお聞かせを願いたいなと思うんですが、ちょうど今、3月、4月といったところで、転出だったり転入の手続きに来られる方っていうのも多いかなあというふうに思っております。そうした手続きをする際に、どうしてもその1階だけではなくて、2階、3階へと上がっていくようなこともあるかとは思いますが、そういった移動に関しては、高齢者の方だったりとか、県外、町外から来られて初めて庁舎に来られた方は、少し身体的な負担であったりとか、心理的な不安、負担っていうのも、大きいんじゃないかなあというふうに思っております。私自身も、そういった転出とか転入の経験もあるんですけども、その際に、書類に住所とか名前と

かを書くことが多くて、それもちよっと正直苦痛なところもあったりして、その辺りのこういった窓口への案内だったりとか、来られた方に対する対応っていうものは、何か、その方たちの負担の軽減につながるような取組みなんかをされているのか。また今後、そういったことを検討されているのかがあれば、ちょっとここで教えてください。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

既に実施しているものと、これから取り組もうとしているもの、主に2つございます一つはですね、いわゆるワンストップ対応に努めているということです。特に高齢者の方にとっては負担軽減になると思いますけれども、例えば複数の課に、ご用件があるような場合、例えば1階の住民課の窓口に来られて、これもしたいんだけど、ああいうのがあるんだけどもといった場合は、2階、3階のものが降りてきて、その場で、書類も持ってきて、手続きができるように、その方ができるだけ動かないように、ワンストップ的に手続きが済むように努めております。それから、もう一つはですね、間もなく開始します。準備進めておりますけど、いわゆる書かない窓口というものです。特に住民票ですとか、国保ですとか、水道ですとか、身近で頻度も多い手続きを中心にマイナンバーカードとかを読み取ることで、中原議員もおっしゃられたように、住所を複数の書類、その方がしたい手続の書類について、一斉に記入することできるような仕組みを今準備しております。これはですね、今言ったように、申請書ごとに、何枚も何枚も同じことを書いていくということが不要になりますので、来庁者の手続される方にとっては、手続の負担軽減や、それから待ち時間の短縮になるだろうと。運用開始は、今ちょうど時期が、これから、来庁者の方が増える時期を迎えます。3月中の運用開始に向けて準備を進めておるところです。この2つの対応を組み合わせることで、来庁者の方の負担軽減であったり、窓口の利便性向上につながるものと考えております。以上です

●原議長

4番、中原議員。

●中原議員

これまでのやり取りの中で、今回私が、こういって意見をしたのは、住民さんからの厳しい、少しちょっと厳し目の意見があって、この質問にしたんですけれども、冒頭の町長の答弁にもあったように、役場の職員さんも、すごく住民さんから評価をされているといったこともあるのも事実だということで、常に向上心を持って、他のどの市町村よりも、この美郷町が、親切で活気あふれる役場づくりのために、来庁者から、今後のね、改善点とか、また、今のこの少しこういうところが足りないよっていうような、簡単でいいと思うんですよ。手続きの間、今ちょっと困ってる間に、例えば5段階評価で丸をつけるような形で、すぐ記入式となるとちょっとハードルが高いですけども、そういった丸をつける形で、対応が良かったとか、普通だったとか、良くなかったとかっていうようなことでやると、より多くの人の評価というものが聞けて、今後の役場づくりの参考にもなるのかなというふうに思いますが、そういったところを最後、この質問の最後、提案というか、そういう考えがあるのかということ聞かせていただいて、この質問の一つ目のテーマの質問を終わりたいと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

ご提案ありがとうございます。まずその前にですね、いわゆる窓口対応も含め、町への様々なご意見、ご提案につきましては、今現在、大きく3つの方法で、実施しております。1つはですね、本庁舎の1階のフロアと、大和事務所には設置しておりますけども、町民の方からの提案、ご意見ボックスというのを、本庁舎の場合は正面入られてすぐのところに銀色のボックスが置いてあります。そういった提案箱への投函、それから、町のホームページの中にですね、ご意見コーナーというものも設けておりますので、いわゆるオンラインで、ご意見を受けつける。それからもう1つは、3つ目は郵送でご意見を、美郷町への提案箱っていう名前だったと思いますけども、郵送で受け付けているということの3つを実施しております。いずれも町ホームページで紹介、そのご意見なりをいただく方法というのは、実施しております。でですね、一方で今のご提案、前向きなご提案だと思います。今申し上げたような取組みとの兼ね合いもございますけれども、ご提案として受け止めさせていただきたいと思います。そしてですね、もう1点申し上げて、もう少し申し上げてきますけれども、中原議員さん、町民の方の声を受けてご指摘をいただいたということは、私どもとても真摯に受け止めて、今後も努力を続けていきたいと思っております。一方でですね、それに加えてですね、職員の評価いただいている声をいただいたことも、ご紹介いただいたことも率直にうれしく思います。職員にとってですね、それは励みになると思います。ご質問の題名にもございますけれども、新設や丁寧、そして活気を感じる対応や環境づくりに今後も努力してまいりたいと思います。以上です。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

中原議員、登下校時のバス乗車についてのご質問にお答えをします。登下校の安全面を考慮し、都賀本郷地内を走る路線バスに児童を乗せることが出来ないかというご質問についてお答えをいたします。児童の登下校時における安全確保は、交通事故や犯罪被害から子どもを守り、安心して教育を受けられる環境を維持するために極めて重要です。特に近年の児童減少に伴い、小人数での登下校が行われる中で、イノシシやクマなどの鳥獣害や、不審者対策が重要な懸念事項となっております。まず、都賀本郷地内の児童の登下校の現状についてご説明いたします。現在、大和小学校には、都賀本郷地内で、計14名の児童が在籍しており、そのうち、徒歩通学で登校する児童は、2つの登校班編成によって、中町から4名、御領団地から7名、計11名となっております。残りの3名は、路線バスを利用して通学しています。小学校における登校班の編成については、基本的な徒歩通学範囲が設定されています。しかし、徒歩通学に対する不安や、身体的な状況などに応じて、保護者と学校との協議を経て、最終的な通学手段が決定をされます。教育委員会としては、このような子どもや保護者、そして学校との協議結果を重視しています。さらに、路線バスに乗車する際には、運賃負担が発生します。現在、美郷町立小中学校児童生徒通学費支給条例に基づき通学費助成が行われていますが、その支

給対象要件には、小学校に通学する児童のうち、通学距離が2キロメートル以上とあり、都賀本郷地内はその要件を満たしておりません。そのため、町としては、美郷町公共交通運賃助成事業を活用し、公共交通運賃割引券の交付を受けて、路線バス通学での通学をご利用いただきたいと考えています。以上のことから、路線バスを都賀本郷地内の子どもたちの登校手段として、利用することは可能です。教育委員会としては、今後も子どもたちが安全に通学できる環境整備に努めてまいります。

●原議長

4番、中原議員。

●中原議員

公共交通運賃助成事業を活用することで、バスに乗車をできるということが、今答弁でありましたけれども、この事業が具体的にどういった事業なのかを、少しここで詳しく説明をしていただけますでしょうか。

●原議長

番外、企画推進課長。

●永妻企画推進課長

公共交通運賃助成事業でございますが、これは住民の生活を支える持続可能な公共交通の確保に取り組むための助成事業でございます。助成対象者は、町民の方ということでございます。町民の方が町内のバス路線を利用される場合は、200円の負担で済むという制度となっております。利用方法としましては、申請をしていただきまして、そうしますと、割引券、ピンク色の割引券100枚つづりになったものがございますが、これを、町の方から交付いたしますので、乗車される時に、そこに、乗車されるバス停それから降りるところのバス停を記入して、200円お支払いいただくというパターンになってございます。それともう1点、マイナンバーカードを交付をする場合にですね、公共交通運賃の方との紐付けをされた方につきましては、マイナンバーカードを乗車の際に、所定のところにかざしていただいて、降りる時にかざしていただければ、200円の負担で済むという、今制度になってございます。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

ただ今、担当課長の方からご説明をいたしました。その中で、1点ばかり、この公共交通運賃助成事業につきましては、助成対象者、中学生以下の方々につきましては、この乗車料金を無料ということが整備されてございますので、補足とさせていただきます。

●原議長

4番、中原議員。

●中原議員

もう時間もなくなってきましたので、最後、確認の質問として、先ほど言われたように、事前に学校側との協議が必要ではあるけれども、それをちょっとそれをすることによって、バスに乗車しての登下校が可能であるということはわかりました。その協議というものは、毎年こう年度ごとに行われて、そしてその通学手段が決定した後

に、例えばバス通学が認められた際には、今度は逆に歩いて登下校するっていうことができるのかどうか、こういったところを最後確認させてください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。原則、バス通学、バスでの登下校ということになりましたら、これは基本的には路線バスをご利用いただくことになります。ただ、ご家庭の事情ですとか、もろもろ、その他、ケガをされたりですとか、そういったいろんな事案というものも想定しておりますので、そういった場合には、個別に保護者送迎になられたりですとかといったところは想定をしておりますが、原則、一旦はバスでの登下校という取扱いになります。

●原議長

4番、中原議員。

●中原議員

そのバスの利用だったり、その選択というのは、各家庭と学校との協議において、柔軟に対応されるということがわかりましたので、これは、今後そういった家庭の方にもしっかりお知らせいただいて、子どもの安全のためにこういった選択がいいのかっていうのは、また、各家庭でも対応いただけたらと思いますし、また、そこを見守る地域の方とも一緒になって、子どもたちの安全な教育、また見守りといったところと一緒に取組んでいけたらいいなと思っております。これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●原議長

中原議員の質問が終わりました。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時37分)

(再開 午前 10時50分)

●原議長

それでは、会議を再開いたします。

通告3、8番・日高議員。

●原議長

8番・日高議員。

●日高議員

8番、日高です。私は、今回、1点だけ質問いたします。内容は、パワーハラスメントについてでございます。パワハラ要素は、1として、職場における優越的な関係を背景とした言動、2として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、3として、労働者の就業環境が害されるような言動であることが一般的に言われております。一般的にパワハラがある職場は、コミュニケーションの機会がへ減少し、交流が少なくなること

で、パワハラが発生しやすい空気が円満する悪循環に陥る場合が多く、結果トップの顔色をうかがうことを最優先とし、積極的に意見をすることもやめるようになり、職場の問題に対して、リーダーシップを発揮しなくなり、何もしないことを最優先として、問題に対して見て見ぬふりをする文化が根づくことが組織全体のパフォーマンスが、落ちて、組織機能が損なわれると言われております。また意欲を持って務める職員も、パワハラ受けることで、職務意欲が薄れ、不安や自信喪失に陥り、精神的にも体調を崩し、結果、休職につながり、最終的には、仕事を辞める決断に至ることが多くあるものと心配されております。パワハラに対する対策は、受けた職員が悩みを早期に相談できる場所があることが大切だと思います。町では、ハラスメントの担当は総務課にあると聞いており、その対象を、町執行部に諮り決定すると聞いておりますが、この対処形態を知るパワハラを受けた職員は、同一職場担当者に相談ができづらいのではないかと思います。そこで相談受付機能を有した第3者委員会を設置してはと考えております。また、この2月には、県内トップを切ってカスハラ条例を制定され、相談窓口機能としても活かされるのではないかと思います。いかが所見を伺います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは日高議員のご質問、パワーハラスメントについてにお答えします。ご質問のパワーハラスメントや、カスタマーハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけるもので、職務遂行や労働環境、業務推進など、町政運営に悪影響を及ぼすものであり、町といたしましても重要テーマと認識をしております。そのため、町としましては、令和5年度に、パワハラや類似行為を含むハラスメント等の防止及び対応に関する指針を定め、昨年12月には、町を含む町全体の事業者を対象とした美郷町カスタマーハラスメント防止条例を制定をしています。1つ目のご質問の同一職場担当者には相談が出来づらい。相談受付機能を有した第3者委員会の設置をについて申し上げます。指針では、相談窓口として、人事を担当する総務課の管理職、職員等を指定しています。また、部署が違って、内部組織には相談しづらいことがある場合も想定をしまして、秘密が守られる外部の相談受付先として、島根県人事委員会事務局を指定をしています。なお、ご質問中の第3者委員会というのは、一般的には、個別のハラスメント事案の具体的な調査等のため、ケースや状況に応じ設置をすることになるものであり、常設をするものではないというふうに考えます。2つ目のご質問のカスハラの相談窓口機能について申し上げます。カスタマーハラスメントは、一般的に顧客等からの社会通念、社会常識を超える言動であり、昨年6月には、国による法改正がなされ、また、多数の報道もされているように、問題認識や認知度も広がっています。また、町内でも、独自に周知を行っていただける店舗も増えてきています。町では、広報みさとや美郷町公式ホームページで、条例の狙いに加え、イラストやQ&A形式で、カスハラはどのようなものなのか。良識を持って意見要望いうことは、カスハラではなく正当な権利であるなどの周知啓発を行っております。事業者や町民から相談があった場合は、法や条例、厚生労働省などのマニュアルを踏まえた助言や、必要に応じて、関係機関と連携をし対応にあたってまいりたいと考えています。なお、議員がご指摘されたとおり、パワハラを初めとしたほとんどのハラスメントは、同一組織内における優越的な関係を背景として起こります。一方で、

カスハラ組織とお客様との間で発生をし、お客様側からの度を越えた言動を指します。そのため、組織に所属する個人が1人で対応すべきものではなく、組織全体として対応すべきものですので、独立した外部機関にではなく、積極的に上司や関連部署に相談をお願いをしております。

●日高議員

ここで美郷町においては、島根県の人事委員会ですね、こういったところに、相談受付を指定しているというところでございます。先ほど申したんですが、私も職員組合の方も結構長いことやっておりまして、人事委員会のことも、昔のことでは、昔のことで人事であるとか、職務であるとか、そういったことで、開かれるのかなというふうに受け付けるのかと思ったんですが、このパワハラについてもですね、やられるということで、この人事委員会に例えば職員が相談を投げかけたときに、こういった流れになって、今後進むのかちょっとよろしくをお願いします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

外部機関へ職員が相談した場合ということの流れだと思います。これ、相談しやすさという意味で、外部機関私ども指定しておりますけども、外務機関に相談があった場合は、基本的には、そこが受け付けられて、その相談の内容に応じてですね、対応されるものということになります。その時にですね、例えば、私どもに相談があった場合も同様ですけども、そのプライバシーっていうのは保護されるし、不利益の取扱いもしないということになっております。ですので、人事委員会で職員が相談した場合は、人事委員会におかれても、その職員の相談の内容、そして相談にあたって求めている対応とかを踏まえて対応されますが、基本的にはそれが、何らかの今後の対応が必要になってくるという事でありましたら、私どものほうに、改めて連絡が来て、そこで、対応を進めていくということになろうかと思います。以上です。

●原議長

8番、日高議員。

●日高議員

私が思うのに、やっぱり相談をしたい方ですが、悩んでおられる方、こういった方が、いわゆる先ほど言われました人事委員会においても一定期間、そこで調査をされるということですが、それと同じように、それが外部の委託ということで大変いいと思うんですが、そうした相談窓口の機能を有しながらですね、いわゆる最終的にいく時にも、やっぱり外部で、いわゆる役場内部での評価ではなしにですね、外部の評価があったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。その辺のところはですね、いわゆるある程度の調査いいですか、それをされてから総務課のほうに帰ってきて、それからの、今度役場担当者の決断ということになると思うんですが、それだとあんまり直接、総務課の方に、言うていったんと、ごうぎ変わらんとと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

結局、対応変わらないじゃないかという意味のご質問だと思いますけれども、まずですね、相談できるかどうかというところが大事なんでしょうと思います。私どももですけども、人事委員会の相談方法も直接であったり、メールであったり、電話であったりという方法をとることができます。そして、それにあたっての対応を求めるということであつたら、いずれにせよですね、当該組織内において対応が求められて、調査であつたり対応であつたりが、求められてくるわけです。ですので、外部の相談受付窓口を設けているということは、まず最初のハードルを下げているということが大きな狙いであるというものでございます。

●原議長

8 番、日高議員。

●日高議員

そういったことで人事委員会のほうに、そういったことを相談窓口を設けてるということですが、これ、今までに何件かございますでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

ございません。以上です。

●原議長

8 番、日高議員。

●日高議員

今回質問した中で、やっぱり、パワハラどうかの認定云々の前にですね、やはり、職員、先ほども申しましたように、このパワハラというのは、与えた当人が気づかずですね、受けた当人が悩むということがあると思うんです。その中には、例えば、パワハラかな、それとも誤解もあるなということもあると思うんです。そういったことがですね、相談を出来て、結局、何が言いたいかというと、いわゆるそういった誤解のないですね、中でですね、健全な職務をしていただきたいというのが趣旨ですんで、そうした意味で、人事委員会ですね、これで十分だと考えておられればそれでいいんですが、その辺はどうでしょうか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

外部の相談窓口が人事委員会だけでよいかというご質問。

●原議長

要は、相談窓口が、外部の人事委員会だけみたいな形になってるけど、それで大丈夫ですか。他には、相談窓口はないんですかっていうことじゃないかと思います。

●中原総務課長

承知いたしました。やはり、受け取りと同様だと思います。相談窓口としましてはですね、私どもが設定しているのは、人事委員会という守秘義務も課せられた組織として設けておるわけです。一方でですね、私どもが設定してない相談窓口、相談窓口というか、相談先というものもいろいろあると思います。これは私どもの職員に限らないと思いますけれども、そうしたところに相談されるケースもありうるのではないかと思います。ただ、私どもとして設定しているのは、その守秘義務も課せられているし、かつ、内部組織ではなくて相談しやすいであろう外部である人事委員会を設定しておるということです。

●原議長

8 番、日高議員。

●日高議員

町としてですね、いわゆる外部組織として、人事委員会を利用しとると。指定していると、そういったことで、いいんだろうということでございます。そういう答えだろうと思うんです。それで、私ちょっとそれではですね、先ほど言いましたように、なかなか相談しづらい、それというのが確かにメールとか、いろんなものにできるかと思いますが、ただ余りにも、身近でないんじゃないかなというふうな気がします。そういった意味で、今の例えば、全国をちょっといろいろ等調べてみたんですが、この第三者委員会、先ほど、常設何かやっとところは町村で、佐賀に一つ1町ありました。で、後は大体非常設で、都度やっておられます。ただ、やはり相談機能というのは日常的にあっていいんじゃないかなというふうに思うわけです。そういった中で、今のこの第三者委員会的な組織ができるものであればですね、例えば私、職員時代には、弁護士会の島根県の弁護士会のリーガルネットワーク、こういったものが町のほうにも来て、相談を受けております。そうした方々をですね、対象としたですね、気軽に相談出来て、そしてなおかつ対処もですね、例えば誤解もあるでしょう。先ほど言いましたように。そういったものができるような話合いができるですね、組織がいいんじゃないかなと思うわけです。答えの中で、やっぱり人事委員会でやっとるからというお答えでした。島根県ではですね、この12月ですかね。調べてみると島根県労働局基準監督署の中にですね、労働局というのがあって、いわゆる相談をいろいろと受け取るというふうなこともあります。できればですね、そのほうがより適切ではないかなと思うんですが、人事委員会よりもですね、そういった人事委員会の機能的にですね、例えばそういったハラスメント的なことをですね、やっておられるどうかいうのをちょっと、指定されてるんですからやっているとありますが、その辺を十分に、十分であると理解しておられるかどうかちょっとひとつお聞きします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

答弁とかみ合ってなかったら、ご指摘ください。人事委員会で、十分かというご質問先ほどもおありだったかと思います。先ほど申し上げたところ、もし、言葉が足りなかったら補足しても、日高議員の言葉もご質問も引用しながら、答弁させていただきたい

と思います。町がですね、指定してるのは、島根県、外の組織として、町が指定しているのは島根県人事委員会であって、例えば今ですね、引用させていただきますけれども、島根労働局とか労働基準監督署っていうのは、そもそも指定してあろうがなかろうが、その組織自体がですね、労働者からの様々な相談であったり、もろもろの手続きもございまして、受け付ける組織としてございます。だから、例えば、そこに相談があったからといって、相談があつて例えば私どもにそれが回ってきたとして、それを私どもが拒否するとか、そういったことはございません。これで、ご質問に対して答弁になっておりますでしょうかね。

●原議長

8番、日高議員。

●日高議員

この質問の、私の最も言いたいのはですね、やっぱり今のパワハラが認定するとか、それも大切かと思うんですが、それよりも以前にですね、こうして悩んだ職員がおる、この職員はですね、なかなか誰にも相談出来ないと思うんです。家族にも。そして、当然、役場の職員の中でもですね、組織内で認定する組織、システムになっておればですね、なかなか相談が出来ないと。そうしたことになる、だんだんですね、いわゆる職務能力、そういったものも薄れてき全体的にですね、町の働きが悪くなる。そういったことがいわゆる町民の負託に合わないという、公益に合わないということだと思うんです。そういったことで、いわゆる、第三者委員会いいですか、それ認定するとかもう必要なんですが、それ以前にですね、相談が出来てですね、それで、ここはここで、いわゆるお互いに守秘義務を守った中なんです、誤解があった、またそういったやはりこれちょっとパワハラ的なかなというのを話し合ってますね、職員と、その気持ちを持つてる職員とですね、早い話が、町とがですね、うまくですね、誤解を解けるように、そういったふうな組織があればなというふうに思うんですが、今、お答えのように、今人事委員会のほうに委託していると。それから外部のほうで、労働基準局にもあるし、確かに今やりよってかどうかわからんですが、みさと館のほうで、昔はリーガルネットワーク、弁護士会がですね、相談窓口を受けておられました。今もやっておられればですね、そういったところを、総務課とすれば、相談できる場があるということなんです、そういうことであればですね、私は、一定の理解をしてですね、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。何かあればお願いします。

●原議長

日高議員、最後の質問ですが、要は、そういったふうに悩んだ職員の気持ちを聞いて、仲裁をしたり、解決に向けて動く組織が、総務課でよろしいのかということだと思います。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

基本的には総務課で動きます。ただ、町長も答弁で申し上げましたけれども、町長自身から私どもも、ハラスメント等の防止には、常日頃から取り組むように指示もいただいています。ですので、多分最初の方のご質問であったかもしれませんが、第三者

委員会、場合によっては、常設は考えておりませんが、まず、相談者には私ども守秘を守った上で、丁寧に対応、相談者の意向を踏まえた上で対応していきます。その上ですね、必要に応じてまた状況に応じて、ケースによっては、第三者委員会というものを立ち上げる場合もあり得るという、それは、認定についてですね、ということでございます。以上です。

●原議長

8 番、日高議員。

●日高議員

大体わかりました。いずれにいたしましてもですね、一番役場の職務をされている職員の方々がですね、より快活に、より健康にですね、仕事ができる、そういった職場づくりが大切だと思いますので、ひとつその辺をお願いをいたしまして、質問を終わります。

●原議長

日高議員の質問が終わりました。

ここで、午後 1 時まで休憩といたします。

(休 憩 午 前 1 1 時 4 4 分)

(再 開 午 後 1 時 0 0 分)

●原議長

それでは、会議を再開いたします。

通告 4、10 番・福島議員。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

10 番、福島でございます。私は、儲かる農業を目指してと題して、町長に質問をいたします。初めに、2 月に東京において、農林水産省主催の全国鳥獣被害対策サミットが開催されました。本町、美郷ならではの産官学民一体となった美郷バレー構想の取り組みの紹介、敵は獣害ではなく、過疎化、人口減少だと強調された活動発表大変お疲れさまでした。協定締結をしている大磯町さん、丹波篠山の民間団体さん加えて日本総研さんも発表されました。また、日を変えた大阪会場ではタイガーさんが発表されたと知り、美郷バレー構想のでかさを改めて感じました。これからも、我々住民や農家のために、指導、活動していただきますようによろしく願いいたします。さて、町長は、日頃より、人口減少対策を一番に考え、その対策に奔走され、農業分野にも目配りされていることが、物価高騰対策を見てもよく理解出来ます。そこで、ミニトマトの事について伺いいたします。町内にはたくさんの集落営農組織が誕生しました。そして、農地を守り育てています。どこの組織さんも、農産物の第 1 位は、水稻のようです。お米の単価も去年の米騒動により、販売単価が上昇したというものの、水稻だけでは、中山間地の条件不利地では、なかなか豊かな生活が送れるという満足な経営は難しいと思います。ところで、直近の農協の資料を見ますと、邑智地区本部管内事業所単位で水稻を除いた

生産品目、販売額が示された資料がありました。邑智事業所と、大和事業所を合算してみますと、昨年までの直近3年間では、圧倒的にミニトマトの販売額が多いようです。2事業所合わせての1番多かった年は、令和6年の2500万円で、2事業所全体販売額の約39%を占めていました。また、邑智郡全体見ても、毎年、ミニトマトの販売額がトップとなっています。この結果から見ると、1経営体あたりの栽培面積や販売額は幾らになってるんだろうと興味がわいてきました。もしご存じでしたら、ご教示願えればありがたいと思います。ある日、若いカップルが道案内を、粕渕のほうへ行く道を教えてくれと言われまして、いろいろ話を聞いたら、とまちえりに行くんだっちゃんことを聞きまして、ようよう話をしてみれば、もう今年の分は締切り済んで、12月に終わりますよって言ったら、いや、来年必ず入りますというような強い言葉をお聞きしておりました。非常にうれしいなと思って感じました。さて、ミニトマト農業研修施設とまちえりは、県内でも類を見ない非常に立派な施設だと思います。この施設を長期にわたり使用していくわけですから、これから先の10年、20年先を見込んだ経営方針と、研修生の主な受入れ先となるミニトマト戸谷団地の継承方針とあわせて、町内全地域のミニトマトの強化策などを町長にお伺いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、福島議員の儲かる農業を目指してのご質問にお答えをいたします。まず、議員お尋ねの1経営体当たりの栽培面積と販売額ですが、現在のリースハウス事業は非常に順調な成果を上げているものと考えております。議員からは先ほどJA出荷分の販売額を教えてくださいましたが、令和6年度末の町内の販売総実績につきましては、全体で約3368万円に達しました。町内5つの経営体の平均を見ますと、10アール当たりの販売額は約439万円。収量は6.8トンとなっています。特筆すべきなのは、モデルとなる大和地区の営農法人で、10アール当たり1000万円の販売額、11トンの収量を記録されており、県内を見渡しましても極めて高い生産性を実現されています。現在は、新規就農者も切磋琢磨をされており、今後は、夏の暑さ対策を強化することで、これまでの春・秋の二期作に加えまして、1年を通して収穫ができる夏越し長期栽培にも、挑戦をいたします。リースハウス事業者の経営モデルである営農法人をはじめ、意欲的な生産者のさらなる飛躍を、町としてもしっかりと支えてまいりたいと思います。ミニトマト研修施設「とまちえり」の10年20年先を見込んだ経営方針についてですが、「とまちえり」は、2つの機能を備えており、町外からミニトマトでの自営就農を希望する就農希望者の研修の場であると共に、町内の既に生産されている生産者に対する新しい生産技術や効率的な農業経営の発信基地として位置づけております。現在、研修生は、第1期生3名が研修に励んでおり、4月には第2期生3名を加え、合わせて6名が研修を行います。今後も、毎年2名から4名の新規研修生を受入れていく予定です。10年後には、新規就農者とその家族を合わせ、50人程度の定住者増を目標とし、令和8年度施政方針のスローガンである「人口減少に打ち勝つ」を実現するための拠点として活動を進めていきたいと思います。そのためには、農業でしっかり食べていけることが不可欠となります。子育て世代が安心して暮らせる基準としましては、世帯農業所得700万円を目標に掲げ、これを確実に達成できるよう、熟練の指導ノウハウと最新のデータを用

いました誰でも成功できる農業のフォーマット、いわゆる農業の型を構築し、新規就農者の早期自立を後押しをしていきたいと思っています。これらの取組みにつきましては、国や自治体、民間企業からの関心も高く、1月末現在で、町外から25組織173名の方々に視察、訪問にお越しいただいています。次に、リースハウス、栢谷団地の継承方針ですが、栢谷団地につきましては、令和8年4月から第三セクターファームサポート美郷が、ミニトマト生産部門を引き継ぎ、安定した運営を維持していく予定です。その後は研修を終えて独立する第1期生たちの収農状況に合わせ、令和9年4月から、新規就農者が栽培を代わりに行っていく予定としております。最終的には、全てのハウスが新規就農者によって活気ある生産拠点となるよう計画的に進めてまいりたいと思います。そして、町内全地域のミニトマトの強化策について、みさと農業再生プランが目指すのは、儲かる環境への配慮を両立させた魅力ある農業です。新たに策定しましたミニトマト産地ビジョンでは、5年後の令和12年度に、出荷量を現在の1.5倍となる120トンまで引き上げる目標を掲げました。この高い目標を達成するために、夏場の長期収穫など、新しい栽培スタイルの確立や、手間のかかる選別、出荷作業の共同化による負担の軽減、安定した販路と物流ネットワークの構築など、令和8年3月末に設立するミニトマト協議会とともに、稼げる農業の実現と住民所得の向上に全力で取り組んでまいりたいと思います。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

非常にうれしくなるようなご答弁いただきましてありがとうございます。先ほど申しましたように、若いカップルが来たいというような希望を持ってあって、こういうふうな状況であれば非常に、来た人も喜んで頑張るのかなと思います。そこでお聞きしたいんですが、いろいろ問題やら色々、実際に入ればいろいろあると思うんですけど、まず1番最初に研修制度について伺うんですが、募集要項の説明書のとおりでありますけども、Uターン者でよろしいんでしょうか。対象はどういうことになっとるんでしょうか。研修生は。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今議員のご質問でございますけども、この研修制度はですね、応募につきましては基本的に、Uターン者でも可能でございます。ただ、今の国が定めるこれは要は研修制度ですね、地域おこし協力隊の制度を活用しておりますので、地域要件に合致する方であれば応募は可能と考えております。以上です。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

協力隊の企画があればということでございますが、地元でおるもので、僕もやってみたいなという方があった場合には、その地元に住み続けているものでも大丈夫なんでは

ようか。今のどういいますか。研修手当とか、いろいろな制度が良い立派な制度があるんですけども、地元のものはどうなのでしょう、お伺いいたします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今のご質問でございますけども、ここすごく悩むところで正直でございます。確かに、この本研修制度が、要は外から人を呼んでくるところが目途で、1番の目標でやっています。要は定住者増というふうなところも考えておりますので、やはりその地元の就農の方も大変重要なんでございますけども、今この制度を使ってやる以上はですね、やはり、移住を伴う新規就農者を集めたいという町の意向がございますので、そちらのほうに今偏ったというふうな状況になっております。今議員おっしゃられたように、地元就農の方でもですね、ここのとまぢえりの施設が、例えば今の県の研修施設に認定をされておりますので、就農前の資金であるとか、そういった制度の活用でございますので、そここのところは相談でございますけども、ただ、今の研修制度に限っては、やはり外から人を呼んでいきたいというところでの位置づけで今後も優先させていただきたいなというふうに思っております。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今の産業振興課長がお答えさせていただきましたが、産業振興課長の立場では、おそらくそういう答えになると思います。ただ外から新規就農者に来ていただきたいというのは、それはもうそのとおりなんですけども、今おっしゃったのは、町内在住者で農業を新たに始められたい。ミニトマトに挑戦したいという方につきましてはですね、大変ウェルカムな話だというふうに思います。そうなった時にはですね、先ほどの協力隊の場合は国からお金をいただけますので、それを費用に充てることができるんですけども、町内在住者となりますと、一部の農水省ですとか県の補助金を充てるとは出来ませんが、協力隊のお金を充てることが出来ませんので、もし、そういう方々にも門戸を開く場合には、一般財源を使わせていただくという形になります。そうなりますと、議会に諮らせていただいて、予算を増額するというふうな形になるんじゃないかと思うんですけども、今、あくまで仮の話ですので即答は出来かねますけども、私としましては、もともとこのミニトマトに挑戦しよう産地化しようというふうに思いましたのも、もともと美郷町の基幹的農業従事者の数が大幅に減ってきて、このままでは農業が成り立たなくなっていくというところに危機感、出発点がございました。ただし、ちゃんと稼げて食っていけなきゃいけないのでということで、ある程度、食べていけるぐらいのモデルをつくろうということでやっています。そういう意味では、町外だけというよりも、町内の方でも、頑張っって基幹的農業従事者になろうという方であればある程度、私は考えてもいいんじゃないかなというふうには思っておりますけども、今現在、そういう方の相談を受けてるわけではありませんので、またそういうふうな事例がありましたら、その時にしっかり受け止めさせていただいて、考えたいというふうに思っております。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

大変難しいようでございます。だけえ地元の人であれば一応地域要件を満たせばよいという解釈でおきます。1 回は、故郷離れるとかということで、答えまは分かりませんが、そういうような感じで地域要件を出せばいいかなと。次にですね、大体 10 アール当たりくらいの面積を、ハウスを提供するような感じの募集要項だなと思って感じたんですが、研修後は、卒業後は、独立者のものあるいは雇用、僕は、雇用されたいとか、いやいややっぱし、私は、一人で社長になるんだという、いろんな意欲の持ち方もあろうかと思えます。栢谷街団地で独立してやりたいという意向の方は、平均何棟といいますか、平均何平米ぐらいのものをリースされるんでしょうか、お伺いいたします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今のご質問でございますけども、今私どもが考えておりますビジョンでは、平均 3 棟ですね。間口が 8 メーター掛ける長さが 45 メートルのハウスがございます。これを一応 3 棟というふうに考えております。この 3 棟で、販売収量で約 11 トンの計算を今考えております。販売額で言いますと、770 万円を目標に想定をしております。この農業経営指針の赤本ですね、通称赤本と呼ばれるもので言いますと、所得率が約 45% というふうに書かれております。そうしますと、約 350 万円の収益を見込んでいるというふうに考えております。以上です。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

これなら結構安定した生活ができるようにも思いますし、全体で 770 万で残るのが、所得率 45% ですか、まあまあのお金になると思うんですが、こういう 2 人が生活していける。あるいはお子さんが出来ても生活できるというような額と見てよろしいでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

この 350 万円という収益がどうされるかというふうなところで、手元に残るのが、350 万円というところでございますので、議員がおっしゃって、お子さんがおられる家庭でも十分可能かなというふうに思います。以上です。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

美郷町が示す収益の考え方、募集要項の中にいろいろ発表されている中で、11 トン

よりももっと多かったような気がします、いかがでしょうか。私の勘違いでしょうか。約 20 トンぐらいじゃなかったかいなと思って、ちょっとうろ覚えなんで申し訳ないですが、どうなのでしょう。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

確かにもう少し多かったかなと思います。やはりちょっとそのところやはり高めに見てもなかなかあれですので、この 11 トンというところはあくまで平均的なところの数字とお考えいただければというふうに思います。以上です。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

応募されてきた方は、示された数字を目途に頑張ると思います。やっぱしそこら辺の分をちょっと、もうちょっと検討されるっちゃうか、頑張ってもらえば、そうなるんだってということで、あくまでも、いうことで、なるんじゃないかと思っております。そうした中で、いろんな技術を習得しなければならないんですが、ミニトマトの指導員さんは、お 1 人ですね。多分、現在は、研修施設と一般農家さんの指導と兼務でしょうし、それでも、指導員さんは、こっちまでわざわざきちゃんさんということで非常にご苦労かけておるとは思うんですけども、指導員さんを引っ張り合いになってるんじゃないかなろうかと思うんです。また、秋冬と一般野菜の指導会もやられとるし、また、現地にお出かけいただいているような状況でございますが、今の現在 3 人、そしてまた、新規生が入ってくる。来年も再来年も続いていくわけですが、先生お 1 人で大丈夫なんだろうかなと思ったりして、心配しとるんですが、いかがなものでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今のご質問でございますけども、指導体制というふうなところではないかと思えます。現在、確かに今、指導員 1 人でですね、研修施設と、それと各地域の農家のほう回っておる状況でございます。確かに余裕がないというふうな状況には認識をしております、現在の巡回指導等を今行っている状況でございます。そうしまして、私どもでは、一応、来年度以降ですね、新たに 1 人の指導員を増員をいたしまして、来年度予算のほうにも計上させていただいておりますけども、会計年度任用職員の指導員を、ちょっと 1 名増員をしようかというふうに思っております。その体制を整えまして、既存の研修室、それから、法人あてなどの指導のほうに出向いていきたいというふうに思っております。その指導というのが、ミニトマトだけではなくて、通常の野菜であったり施設園芸だったりとかというふうなところもございますけども、今回、雇用するのは、あくまでミニトマトの専門の指導員ということで考えております。会計年度の方を任用したいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

先ほどお答えいただきました中にありましたが、新規就農者が栽培を行っていく予定であると。最終的には、全てのハウスが、新規農業就農者によって、活気ある生産拠点となるんだということでお示しいただきました。そうすると、既存の農家っちゃうのは、ちょっと薄れてくるんじゃないかと思うんですが、その点をどうカバーしていただけるのかということを伺います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

確かに今度、栢谷団地で今後就農者が増えていくっていうことは事実でございます。これが、年度を追うごとに増えていってというのは、ここが巨大な産地のというふうになってくるわけですし、そこの既存の農家のところの、要はそのところが、ちょっと格差が出るんではっていうふうな多分お考えだと思うんですけども、この辺に関しましてでもですね、やはりちょっと私どもはそこ危惧をしております、ここのところも、来年度ですね、このミニトマトの協議会のほうを立ち上げようと思っているんです。この協議会の立ち上げに当たって、まずはその団地がまだ小さいんですけども、既存の農家に例えば出向いていって指導とか、そういうふうな作業の手伝いとかっていうようなところを、地域のやっぱり同じ仲間をつくりたいっていうふうに思っています。そういったところで、ここが核となって、今後このミニトマトが町の特産品になるようになっていうふうなところの機運を盛り上げていきたいなというふうに思っております。それで、そういったところの協議会ができることによって、新たに新規就農者のニーズであったりとかというふうなところも応えていって、より、新規就農者が安心して就農できるような体制づくりというのを努めていきたいなというふうに思っております。以上です。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

協議会ができることは大賛成です。農協なんかを見ますと野菜部会とか、白ねぎ部会とかいろいろございます。私も連れて行っていただいたことが、1、2 回ございますが、やっぱり、研修とかなんかは必要だなと思っております。そして、また情報交換もできる大切なことだと思います。ラインで共有したり、いろんなこともあろうかと思えます。今回も、うちでの話ですが、苗に虫が入ったということで、LINE で先生に相談したり、普及員さんに相談したりとかいろんなことが出来ました。ぜひとも進めていただきたいと思えます。こういうことを考えながらもですが、1 番どんなことに協議会に期待をされて、どう導きたいと思われとるのかということと、協議会が出来て盛んになって、そして団地も埋まり、団地が埋まったときには、まだ研修施設は続くのかどうかということもあわせてお伺いいたします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

この協議会委員に関して一番期待をすることっていうことでございますけど、まず、この期待をするっていうことは、やはりこの協議会が核となってですね、町のミニトマトをしっかりと稼げる特産品に育ててほしいというふうなところに、大きく期待をすることでございます。それと後、どうこれを導きたいかというふうなご質問だったと思いますが、やはりこれが、やはり農業者同士が先ほども申しましたけども、農業者同士がやはり助け合える環境づくり、仕組みづくりってというのが1番大事なかなというふうに思ってます。そういったところは、町としてもしっかりと応援をしたいと思ひますし、やはりこう、そういうニーズが合わさったところで、やはり例えば、売れる仕組み、例えば販路であったりとか、そういったところも、やはり一緒に考えていけるっていうな環境ができると思ひますので、そういったところにやはり、要は、より収益が上がるようなところに導いていきたいというふうに思っております。それと後、この戸谷団地のこれが空きがどんどん埋まっていて、今後っていうふうなところなんですけども、これは、就農団地の不足のことだとは思ひますけども、町としては、今後、こういったところを、まだちょっと数年先ですので、的確なビジョン等はまだわかりませんけども、将来的には、こういう施設整備にまたお金がかかるところでございますので、国や県の補助金等に高くアンテナを張りまして、より有利な財源がないかとか、そういう有利な事業がないかとかいうようなところに着目をしていて、そういったところの外貨をしっかりとですね、町の資金として稼いでやっていきたいなというふうに思っております。どの道、この就農団地が、次の確実な展開をしていくっていうためにもですね、この戸谷団地でのまずは成功をまずしっかりと考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

最後に、要らん心配ではありますが、研修生がどんどんどんどん増えてくると、家族でおいでになるということになると、住宅も必要になってくるんじゃないかなと思ひます。空き住宅もありましょうし、今のアパート的、マンション的な住宅もありましょうし、いろいろあるかなと思ひますし、リースハウスじゃなかった、サステナブルハウスとかそういうようなこともありましょうが、研修生が増えて住処が欲しいというような要望が出た場合は、まだ先の事かもわかりませんけども、どのような構想でいらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございました。おっしゃるようになりますね、そこまでいけば大変うれしい悲鳴になるんだというふうに思っております。それで住まいのことですので、私のほうが

らお答えをさせていただきたいというふうに思っております。戸谷団地がうまりましたら、やはり、違うところに団地化を目指していくんだらうというのは方向性としてはあると思います。できれば大和側に団地ができれば全町にわたって、ミニトマトができるんじゃないかなとは思っておりますけども、今、具体的にどこにどういうふうという構想を持ってるわけではございません。それで、先ほど空き家ですとかというものもありますけども、アパートもありますけども、やはりサステナブルハウスというのは、一つ相性がいいというふうに思っております。サステナブルハウスそのものは、子どもさんもいらっしゃるファミリー向けの住宅でありますし、基本的には永住を前提として来ていただきますので、就農するっていうことは、1年、2年農業をやったまたどっかに行くのではなくて、やはり腰を据えて、住んでいただくという意味では、今の研修生、また来られる研修生も、サステナブルハウスに入っていらっしゃいますので、サステナブルハウスというのは、そういう需要に合わせて、今後も考えていくべきかなというふうに思います。以上です。

●原議長

10番、福島議員。

●福島議員

終わります。

●原議長

福島議員の質問が終わりました。

ここで、13時40分まで休憩といたします。

(休憩 午後 1時33分)

(再開 午後 1時40分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告5、1番・唐溪議員。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

1番、唐溪です。一般質問も本日で3回目となりました。定例会などの議員としての仕事にまだまだ慣れない私です。そんな中、先日、町内中学校の卒業式が行われ、母校である大和中学校に、議員として出席させていただきました。子どもたちと過ごした日々を思い出し、そして、これからの寂しさを思い、恥ずかしながら、当日は、中学生と同じぐらい泣いていたような気がします。卒業式の後、1人の学生さんからこんなメッセージをいただきました。将来は、絶対美郷町に戻りたいと思っている。今以上にすばらしい町にしてくださいと。皆様、どう受け取られますでしょうか。私は、議員としてではなく、1人の大人として、子どもの未来を希望あるものにする責任があると感じました。ただ未来だけを考えつくっていくのではなく、今を生きる子どもたち、そして

私たちに、どのような生きづらさがあるのかを考え、行動した先に未来があると思います。そこで今回は、通告書に記したとおり、不登校の支援について問います。全国的に小中学校の不登校者数が増えており、島根県のデータでは、令和1年では、1230人令和5年では、2283人と、ほぼ倍近くの数値となっています。多様化する現代社会において、新たな選択肢とも言えるかもしれません。その一方、支援が必要な子ども達や家庭に適切な支援が行き届いておらず、自ら死を選択するに至るケースもある中で、後回しにするべきことではないと認識しています。美郷町においても、学校に行くことが出来ない子どもたちがいるという現状があります。不登校について、町がどのように認識し、今後、取り組んでいくのかを問います。1つ目、不登校者の現状と過去の推移について。2つ目、現状を町はどのように捉えているのか。3つ目、不登校者に対する町からのアクションはどのようなものか。よろしくお願いします。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

唐溪議員、不登校支援についてのご質問にお答えをします。1点目、不登校者の現状と、過去の推移についてお答えをします。不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒が、心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因や背景によって、登校出来ない、あるいは登校したくても出来ない状況を指します。令和7年度における本町での不登校児童生徒数は10名弱です。この不登校の要因には、教育機会確保法の趣旨が浸透しつつあることから、保護者の学校に対する意識が変化していることや、長期に渡ったコロナ禍によって、生活リズムが崩れやすくなり、学校生活で制限が多く友人関係を築きにくい状況が影響していると考えられます。ただし、不登校の原因は、個々の児童生徒によって異なり、学校だけでなく、家庭環境なども複雑に絡み合っています。また、不登校の直接的な原因として、いじめや友人関係などが特定出来ないことも特徴です。令和元年度から令和7年度までの推移を見ると、不登校児童生徒数が最も少ない年度で2名、多い年度には10名となっており、その年度ごとの状況はまちまちであり、増加傾向とも減少傾向とも判断しづらい状態です。2点目、現状、町はどのように捉えているのかについてお答えをします。町では、不登校問題を深刻な課題として認識しており、地域全体で支援体制を構築することが急務だと考えています。教育委員会は、学校だけではなく、地域全体で、不登校の児童生徒を支える必要性を感じており、そのため、医療や福祉の専門職との連携を強化しています。本町では、コロナ禍による緊急事態宣言で休校となった影響とも思われますが、令和4年度以降、中学校1年生で、不登校が増加する傾向があります。3点目、不登校者に対する町からのアクションはどのようなものかについてお答えします。現在、本町では、誰1人取り残されない学びを保障するため、不登校対策、「COCOLOプラン」に基づいた取組みを進めています。このプランでは、不登校によって、学びへのアクセスが出来ない子どもたちをゼロにすることを目指し、大きく3つの取組みを行っています。1つ目は、不登校児童生徒全てへの学びの場を確保し、「学びたい」と思った時に学べる環境づくりです。具体的には、公民館との連携による居場所確保や、近隣市町村設置の教育支援センター利用など、多様な学びにつながる受皿を整備しています。2つ目は、小さな心のSOSを見逃さず、チーム学校を支援することです。不登校になる前から、チーム学校による支援を実施し、1人1台タ

ブレット端末を活用して、心身の変化など、小さな SOS に早期に気づくことができるようにしています。また、不登校児童生徒そのものだけではなく、その保護者への支援も行っています。チーム学校による早期支援では、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、専門性を発揮しています。同時に、保護者相談窓口も設置し、1人で悩むことなく、サポートできる体制づくりにも努めています。3つ目は、学校風土の見える化を通じてみんなが安心して学べる場所づくりです。そのためには、QU、アンケートQUの活用促進など、ツールの導入にも力を入れています。また、授業改善にも取り組んでおり、生徒それぞれ特性に応じた柔軟な学び方へ向けた努力も続けています。これら一連の取組みにより、本町では、関係機関とつながっていない児童生徒はおりません。この点こそ、本町の不登校支援の最大の強みと言えます。不登校支援には、多方面からのアプローチする必要があります。そして、関係機関との協力なしにはなし得ません。今後とも引き続き、教育、医療、福祉、各分野間で連携し、一人一人に寄り添った支援体制構築へ努めてまいります。そして子どもたちが、安心して学べる環境整備を推進してまいります。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、1 番です。先ほど、不登校者数について、10 名弱とお示しがあったかと思えます。実際に、30 日以下、不登校日が 30 日以下であるものの不登校予備軍などと考えられている生徒はどのくらいおられますでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。ただ今の議員のご指摘、ご質問の予備軍というところでございます。具体的な数字というものを取りまとめたものは正直ございませんが、各校において傾向的なところというのは、毎月の校長会、教頭会等を通じて、学校現場、そして、教育委員会との情報の共有に努めております。またそういったことを通じて、先ほど教育長の答弁の中にもございましたような医療福祉のスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーさん等々も情報共有しながら対応しているということで、具体的な数値ということになりますと、各校によってまちまちではあるんですけれども、実人数で申しますと、10 名にも満たないという状況であるというふうに認識をしております。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。先ほどの数値を合わせると、不登校ではないもののちょっと不登校の傾向にあるという方も含めて大体 20 名弱くらいおられるのかなという認識をいたしました。また、30 日以上欠席とあるんですけれども、保健室登校だったり、他市町への教育支援センターの話がさっきあったかと思えます。そういう教育支援センターに通うってということで、登校はどのような扱いになっているのか、出席にな

っているのか、欠席となっているのか教えてください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

先ほど議員の問いがございましたケースにつきましては、それぞれ学校での出席扱いという整理、判断になってございます。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。公民館との連携もしているという答弁があったかと思えます。こちら町内全ての公民館と連携していたり、そういう公民館で、そういったことが、受入れを行っていますよってということなんでしょうか。ちょっと私が余り積極的に居場所として、不登校者の居場所として、空いてますよってところを見たことがないもので教えていただきたいです。どう公民館と連携をされているのかということ教えていただきたいです。ただ個人情報のこともあるかと思いますので、個別な公民館、どこの公民館ですよということは控えていただいて結構です。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

公民館ですけど、公民館がそういう場所ですということを積極的にアピールはちょっとしていないんですけども、その住民の保護者の方であったり、その子どもの公民館の職員さんとその関係性がうまくいって、これ過去の事例なんですけども、どうぞ、どうぞ面倒見るっていうか、一緒に来てもいいですよっていう、公民館の業務もございますけど、そういったところで、行って過ごしたという生徒も数名おりました。今は、県外の方の大学に行ったり進学したり頑張っているところですけど、そういううまくいくというケースがございまして、本町にはその専門の施設ございませんので、そういう公民館、その身近な公民館を活用したっていうのはとてもいいことで、これからそういうことがあれば活用はしていきたいなと思っております。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

ありがとうございます。ちょっと不登校ぎみな生徒さんがおられて、ちょっと公民館と相談をしたりっていうことで進んでいくものかと認識をいたしました。ただですね、公民館がそういう場所としての機能も持っているってことを示すことで、ちょっとご相談が出来たりとか、話に上がるということもあるかと思いますので、そちらは働きかけていただければありがたいなと思います。先ほど教育支援センターの話が出たんですけども、現在、町内から他の教育支援センターに通われている生徒さん、どこの教育支援センターを使われているか、教えてください。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

校外の教育支援センター、大田市と邑南町、これまでに、ここ私も10年ぐらいしかおりませんけども、現状を含めて3名、お世話になっております。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、1番です。先ほど教えていただきました数値から見ると、教育支援センターを利用されている生徒さんというのは3名ということで、余り多くはないのかなあと認識をいたしました。大田市の教育支援センターさんはあすなろさんと、あと邑南町さんはたけのこ学級さんかと思います。この2つどちらも町外でありますので、利用に関して料金が発生しているものかと思いますが、その料金形態も含め、誰がどう支払っているのか、教えてください。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

料金は、掛かっていないと思います。ただ、向こう、あちらの教育委員会の許可が必要で、自由に行ってどうのこうのという問題ではなくて、人数も限られたところがありますので、やはりその大田、邑南町それぞれの学校がまずメインだと思います。開きつつありますか、余裕がある時にオッケーをもらって、委員会同士のやりとりの中でオッケーをもらって、保護者が連れに行ってもらおうことになっています。毎日というわけではなく週に1回とか、月に何回という回数になると思います。料金はかかっていないです。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

そもそもなんですけれども、教育支援センターというものを、美郷町に設置するというお考えはありますでしょうか。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

教育支援センターいろいろなセンターあると思いますけど、専門職を配置するっていうことで、誰でもその相談員とか、授業、学習を教えられるというわけでもなく、やっぱり専門委員が配置できるかどうかっていうのも、一つ大きな課題ではあるんですけども、本町でもそれは、町内にですね、校内支援教育支援センターという名前もございんですけども、学級の中ではなくて、やはり違うところで、教育支援センターを検討もしてきておりますし、今後も大きな検討課題であると考えております。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。ぜひ、検討というか、実現に向けて動いていただけたらと思っております。先ほど質問をさせていただいた理由としまして、たけのこ学級さんに、以前見学に伺ったことがあります。その際に、邑南町内であっても、路線バスや公共交通機関の関係で、その場所に行くことが出来ないっていう生徒さんがいらっしゃるっていう現状もあると伺いました。町内ですらそのような状況なので、町外から行こうとなったときに、なかなか、行きたくても行けない、利便性の部分で難しいということもあるかと思しますので、できれば町内に設置がしてあると、バスが利用出来たりとか、そのバスに対しても中学生以下は無料で乗れるというものがありますので、その方向で動いていただけたらなと思います。例えばなんですけれども、あすなろさんとかたけのこ学級さんに伺うとか、行きたいなと思った学生さんが、町内で利用できるタクシー助成とか、今現在は免許を返納した高齢者が対象かと思うんですけれども、子どもも使えるように、間口を広げて通いやすくするといったようなことはお考えではないでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、ありがとうございます。議員ご指摘のタクシー助成といったご意見、ご提案だと思っております。現在、教育長が答弁申し上げましたとおり、町内には、教育支援センター設置がかなっておりません。故に町外の教育支援センターさんのほう利用をさせていただいているというところでもありますので、また、それぞれの教育支援センター利用していらっしゃいます世帯の方ともご意見を交わさせていただければというふうに考えております。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、ぜひ前向きに検討いただければと思います。先ほどの答弁の方に戻るんですけれども、タブレット端末を活用して、心とか体の変化を見逃さないように SOS をキャッチするという仕組みがあるっていうことを教えていただいたんですけれども、どのように、その SOS をキャッチするのかというところを教えてください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。現在、タブレット端末、美郷町、それぞれ児童生徒に 1 台ずつ配備をしておる現状です。その中で、タブレット端末のアプリ等を活用いたしまして、担任の先生と、その当該児童生徒さん方が、そのタブレットを通じて、会話というんですか、やりとりができる仕組みになっております。ケースとしては、例えば、朝

少し体調、頭痛がして1時間遅れますといったようなやりとりも、その中で含まれているといったようなこと。また、場合によっては、体のどういいますか、成長に合わせた戸惑いと言ったようなこと、また場合によっては、これ特に中学校さんですけれども、部活動の中で、今、こんなことを頑張ってるんだけれども、困った面があるんですって言ったような、そういったやりとりですね、以前までは、書面といいますか、手帳といいますか、ノート、そういったものを媒体としておったんですが、それが今、おかげでタブレット等を通じて、担任の先生、また、場合によっては、養護教諭の先生とも一対一で、そういったやりとりが出来ている、それを、早期のSOSのを見逃さないといった内容となっています。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

ちなみに何かそういうやりとりは、どのぐらいの生徒さんがやりとりを行われておられますかね。教えてください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

環境としては全ての児童、生徒整っているということです。ただ、直接のやりとりの生徒数、児童数といったところまでは把握していない、出来ていないというのが現状でございます。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

そのやりとりなんですけれども、学校の空いている時間の中で行われていることなんでしょうか。例えばといいますか、業務外の時間に生徒さんが連絡をして、先生が対応するという形だと、結構、先生に対しての負担も大きいんじゃないかなと思うんですけれどもいかがでしょう。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。確かに議員ご指摘のとおりでございまして、傾向としては、伺っておりますのは、早朝時間体、子どもたちが学校に登校しようとするところでの連絡やりとりが多いというふうに伺っております。その早朝の時間体というのもですね、申し訳ございません。具体的に、朝の7時ですとか、8時といったところは伺っておりませんけれども、通常、学校の先生方、学校に登校されて、パソコン等開かれますので、学校にお着きになられた時間というものを想定しますと、8時前後になっておるのではなかろうかというふうに推測をしております。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

すみません。聞き逃して言ったら申し訳ないんですけども、なので、先生の業務時間内だけということですかね。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

早めに出勤をされる先生方も、実態としていらっしゃるの事実であります。ただ、早めに出勤をされた時間からそういったやりとりをされているのか、実際、就業時間後にやりとりをされているのかということかと思えますけれども、教育委員会としては、原則、就業開始時間、時刻を、そういった確認、やりとり等をしていらっしゃるという認識をしております。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

1 番です。なかなか対応をされることも大変かと思うんですけども、子どもの SOS って、結構、私は夜間の時間だったりですか、日中なかなか発せられるものでもないのかなと思ったりします。活動時間が、それこそコロナ禍で、夜型になって朝起きれないっていう生徒さんもいらっしゃる中で、その窓口をどう準備するのか、誰が対応するのかというところは、教育現場、行政難しいところかとは思うんですけども、当事者は、夜の方が相談がしやすいということもあるかと思しますので、その辺り、ちょっと、どうお考えか、教えていただけると、うれしいです。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、ありがとうございます。先ほどの議員のご指摘に対しまして、改めて教育委員会といたしましても、現状の確認、また、各学校現場での対応状況の確認、そして、子どもたちとのタブレット端末を活用したやりとり、場合によっては、時間外そういった夜間といいますか、時間帯でのやりとりが実際あるのかどうか等含めまして、現状認識に努めさせていただこうと思います。ありがとうございます。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、よろしくお願いします。また聞かせてください。先ほどタブレット端末を利用してということで、やりとりが行われているということは私はいいいことだなと思っております。子どもが信頼して、話ができる大人がいるということが大事かと思っておりま

す。美郷町は、早くから ICT 教育に取り組んでおられて、すごく積極的に使われているという認識があるんですけども、例えば授業の様子をオンラインで配信をしたりですとか、奈良県さんがメタバース、仮想空間を利用したと不登校時の支援を行っているということを見させてもらったんですけども、美郷町ではそういったオンラインを使用した教育や教育現場の拡充ということは考えられていないのでしょうか。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

ICT の進んでいる本町ですから、オンライン授業は、簡単なことでございます。もう既に過去にコロナ入ったぐらいでしたかね、ある子のために、教室の後ろから、教室を移したのを何回かはやりましたが、やはり、そのオンラインというのは、生徒さん側が集中力が続かない。なかなか思う結果がでなかったというのが現状で、自然となくなっていったんですけど、やっぱり担任の家庭訪問して、少し1時間でも授業をしたような感じなんですけど、話を聞いたり、そういう繰り返しがあったり、邑智中では放課後、来れる子は呼んで、補修したりということもございました。なかなかそれが続けばいいんですけど、それでもそういういろいろな対応を考えて、生徒との関係性をですね、していこうと取り組んでいます。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

私も、在宅で仕事をすることがあります、自宅だとなかなか集中が出来ないということもあります。町内、みさと館とかサテライトオフィスとか、カヌーレの2階だったり、この議場のある4階もそうなんですけれども、通常開いている部屋というのがいろんなところにあるかと思います。こういった空きスペースを利用して、来て学習ができるであったり、そういう居場所の機能として、つくるというお考えはありますでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。今、ただいまの議員からのご指摘、ご意見というのは、家から出ることはできるんですけども、なかなか学校には行きにくい、教室の中には入りにくい、そういった子どもたちに対して、学びをいかに保障していくのか、そういった空間場所っていうのを、既存施設であったりだとか、教育支援センター、そういった施設形態を利用して、充実が出来ないのか、といったご意見だと伺ってというふうに認識しております。ご指摘のとおりで、やはり家から出ることはできるんですけども、学校に行けない子どもたちに対しては先ほどの公民館であったり、ああっていったところを地域の方々のご協力をいただきながら、実現をしているところです。そういった箇所が町内に増えれば、確かに子どもたちにとってはありがたいことだとは思いますが、ただ、反面、やはり、いつでも利用できるっていう利便性という部分と、教育委員会とし

ては子どもたちの学びという部分も、やはり、しっかりと保障していかなければならないのではないかというふうに考えておりますので、やはり教育支援センターにつきましても、相談員といった専属の職員等を配置ということもありますので、その人的マンパワーといった部分もあわせて考慮する必要があるだろうというふうに認識をしております。ただ、いずれにしても、こういった形態がよろしいのか、やはりそこは、学校現場、各専門の分野の皆さん方のご意見、そして何よりも、子どもたち、当該世帯の保護者の皆様方のご意見というのでも聞かせていただきながら、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

ありがとうございます。子どもたちが、外に出られる子が行ける場所、そして、外に出ることが出来ない子が自宅で勉強できるように、そういういろいろな子どもに合わせた教育形態をつくっていくということが大切かと思います。先ほど私が出させてもらったの仮想空間の話も、そこにつながってくるんですけども、やっぱり、出れるという子は地域とのつながりというものもつくれるかと思うんですけども、外にそもそも出ることが出来ないっていう子どもが、自分の何ていうんですか、世界の中だけで閉じこもってしまうというところに危機を感じておりまして、そういったところで、仮想空間というものが使えないかということ、ちょっと話題として出させていただきました。以前、個人的なことなんですけれども、仮想空間を使ってお悩み相談をしたことがあるんですけども、全く知らない人だから話が出来たという意見もありました。この町内の現状といいますか、どここの娘さんということが皆さんに知られていて、今日の出来事が、明日もうみんな知ってるみたいな状況、そこに対して疎ましく思う生徒さんもいると思います。子どもに一人一人に対していろんな場所が提供できるようになっている町だいいなと思っています。私たちの働き方っていうのも、やっぱり多様化してきておりますし、問題が複合化しているという話も教育長からあったかと思います。一つの教育現場で学ぶということに限界が来ているんじゃないかと思ってます。国の施策や方針にとらわれることなくですね、基盤としては大事だと思うんですけども、そこにとらわれることなく、美郷の課題に沿った対策を検討していただけたらと思っています。ちょっと最後になるんですけども、ご存じかと思いますが、島根県小中学生千人に当たり、不登校者数 48.8 人だそうです。これは全国で 2 位の数字だそうです。美郷町子育てに対して、すごくたくさん施策をされている町と認識してます。子ども子育てをしやすいという点では、積極的な施策かもしれませんが、しやすさではなく、しづらさに目を向けたときにですね、まだまだできることがあるんじゃないか。伸び代のある町なんじゃないかというふうにも感じてます。数字に表れない現状をですね、ぜひ聞いてもらって、子育て世代の方の中で、問題意識を持たれてる方とか、提案を持っておられる方たくさんおられますので、そういった声を聞いていただいて町政に反映をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。以上です。

●原議長

番外、教育長。

●阿川教育長

ありがとうございます。今新しい学習指導要領が、今年たぶん出てくるんじゃないかなと思いますけども、不登校児童生徒に対応した特別な教育課程を組んでもいいよっていう学習指導要領に示されるなんていうことが出てくると思います。これはまた新しい動きで、これは学校の、本当に学校だけではなく、教育委員会がリードしていかないとなかなか難しいことかなと思います。邑智中学校、この前の卒業式ございまして、私そちらの方出掛けましたけども、卒業生、不登校おりました。心配をしましたが、全員がですね、卒業式に出席いたしました。先生方も感動していたようですけども、休みがちではあったんですけど、最後の卒業式にクラスのみんながそろって卒業したということは、ここにやはり先生方の努力が、そこにあったのかなという思いがします。本町は通級という教室が2つございます。これらの専門的な先生方も、不登校にもあたって、この間の大田の方に通う生徒はですね、通級の先生に将来の夢をさんざん語って、その日終わったようですけども、卒業式前に。というように、それから、社会福祉士のSSWも本町非常に充実しております、総力をあげて不登校の支援を必要する子どもにあたっております。建物だけではなくてですね、人的な非常に充実さを、これから求めていきたいなと思っております。

●原議長

唐溪議員の質問が終わりました。

ここで、14時30分まで休憩といたします。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午後 2時30分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告6、3番・松浦議員。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

3番、松浦でございます。この時期になりますとですね、30年以上の付き合いになりますが、私、花粉症でございまして、本日、鼻水が垂れるんじゃないかというような心配をしてまいりましたが、朝から調子がよくてですね、一般質問には影響がないかというふうに思っております。それでは通告に従って質問をさせていただきます。美郷町商業活性化賑わい創出事業の周知方法について質問いたします。本事業は、令和3年から検討が始まり、令和4年には基本構想、令和6年には、基本計画と、その後、プロポーザルによる基本設計を含め着実に計画を進めてこられたというふうに思っております。その間、担当職員の皆様には大変なご苦労があったと思います。この場をお借りしてお礼を申し上げます。町の中心地から美郷町賑わいが戻ってくることを期待しております。しかし、一方で、私が地域を歩いて聞く範囲では、どうやら、みさと市が建て替わるらしいといった認識の方も、まだまだ多くおられるように思います。分かる範囲で事業の

概要を説明すると、ああそういうことだったのか。そういうことを全然知らなかった。それは楽しみだというような、いろんな意見が返ってくることがあります。この事業に対しての住民説明の不足が課題ではあるのかというふうに感じることもありました。そして、施設を日々利用されるお客さんの多くは、美郷町民であるというふうに思います。パブリックコメントや基本計画にも、住民説明や住民参画が必要であるとしています。この施設が町民にとって利用しやすく、より良いものとなり、完成が待ち遠しいと思えるためには、どんな施設が、いつごろできるのか。事業の目的は何なのかといった部分の理解度を上げていくことが必要だと考えます。そこで、検討時期から現在に至るまでの構想や計画決定の経緯や、今後の計画周知について質問いたします。1、基本構想、基本計画を決める際に、地元粕渕や町内から要望、意見収集をどのように行い、どのように反映をさせたか。2、令和3年から現在までに、どこでどのような計画の説明会を、どの程度行ったか。3、これから詳細設計が始まるが、施設建設についてのスケジュール等をどのように周知していくのか。4、今議会で予算案が議決される前に、2月28日付の新聞報道がありました。それはどのような狙いでの報道か。5、地域に愛される施設とするために施設名を公募してはどうか。以上、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは松浦議員の美郷町商業活性化賑わい創出事業の周知方法についてのご質問にお答えいたします。本事業につきましては、令和3年度の着手以来、議会をはじめ住民の皆様に対し、様々な形で周知を図ってまいりました。まず、基本構想の策定に向けた動きにつきましては、令和3年9月に美郷町商工会から美郷町商業活性化に係る要望同じく令和3年9月に粕渕連合自治会から粕渕中心市街地の再開発に係る要望を受けまして、町全体に波及する商業活性化と賑わい創出に向け、粕渕中心市街地の再整備の検討を開始をいたしました。同年12月から令和4年8月までの9カ月間、商工関係者や連合自治協議会、有識者など12名で構成をされる検討委員会で、計4回のご審議をいただき、基本的な考え方と方針を基本構想として策定をいたしました。また、令和4年11月に開催されました連合自治会長会議におきまして、この基本構想のご説明と、意見聴取を兼ねたグループワークによる意見交換会を実施をさせていただき、連合自治会長や、集落支援員の皆様からご意見を承りました。その後、この構想をもとに、基本計画の策定に着手をし、令和5年9月の町議会臨時会全員協議会にて、施設のゾーニング案をご説明をいたしました。そして、令和6年3月には、基本計画に対するパブリックコメントを実施をさせていただき、町民6名の方から、計9件のご意見をちょうだいいたしました。事業者の皆様への周知につきましては、事業当初より、美郷町商工会と連携を図っております。これまで担当職員が、商工会の役員会や専門部会などへ延べ15回出席をし、進捗状況の共有に努めてまいりました。また、商工会主催の事業者説明会を令和5年11月と令和7年7月の2回開催をし、延べで39名の方にご参加をいただいております。加えまして、商工会長や事務局長と一緒に、近隣の大田市、出雲市、江津市の各商工会議所にも出向き、関心をお持ちの事業者様への周知にご協力をいただいております。このように基本構想及び基本計画の策定から現在に至るまで、様々な手法により事業の周知に努めるとともに、その都度、住民や事業者の皆様から貴重なご意見

を伺ってまいりました。皆様からのご意見で共通しておりますのは、飲食店の少なさや買物の不便さといった現状に対する不満、また、人口減少による事業の先行きなど、事業の持続性に対する不安でした。そして、これらは、目的がなくても集いたくなるような空間、お店が欲しい。日用品が買えるお店が欲しいといった不満の裏返しである事業に対する希望、要望に集約をされるものでした。こうしたお声を受け、魅力的な飲食店や多目的に使えるイートインの設置を初め、先般の包括的連携協定に基づく、スーパーマーケット及び生活用品、物販店の出店、未就学児向け屋内遊具施設の整備など、他の機能や施策とも連携をした外からも人を呼び込む仕掛けづくりという現在の事業計画の中核に反映をさせております。次に、今後の周知方法についてですが、これまでのフェーズでは、基本設計の段階だったこともあり、具体的に頻繁に情報発信を行う段階にはありませんでした。しかしながら、この1月から実施設計の段階に移り、テナント募集も本格化をすることから、今後は、先般公開いたしました事業特設サイトの活用や、広報誌等への特集記事に、実施設計の内容やテナント募集などの具体的な情報を、できるだけ積極的に発信を行っていく予定です。また、地元連合自治会を中心とした地域との連携、さらには、美郷町商工会や産直企業組合といった関連団体との連携を一層強化をし、広く事業を周知するとともに、施設オープンに向けた機運の醸成を図ってまいりたいと考えています。続いて、先般のJA 島根及びJA 全農 A コープ株式会社との包括的連携協定に関する報道について、お答えをいたします。本協定は、行政報告でも申し上げましたとおり、商業の活性化を起点に、農業振興や子育て支援などを一体的に推進し、美郷町賑わいの拠点へと変えていく戦略的なプロジェクトでございます。施設の中核を担うスーパーマーケット部門への、JA 全農の A コープの参画や、空き店舗を活用した、JA 島根による物販店の出店等の取組みにつきましては、先日、ご説明をさせていただいたとおりです。テナント誘致の時期につきましては、これまでも、様々な場で議員の皆様にはご説明してまいりました。新しい議員の皆様の体制になってからは、令和7年9月の定例会で、瀬古議員の一般質問に対しまして、本施設の中核となる物販部門のテナント事業者につきましては、1月から実施設計も始まることもあり、遅くとも令和8年3月頃までには目途をつけたいというふうに答弁をさせていただいております。そして、その後も、全員協議会等の場で、スケジュールを申し上げており、直近行いました2月2日の全員協議会でも同様のスケジュールをお話をさせていただきました。その方針に沿いまして、昨年、水面下で3者による協議を行ってまいりましたが、年明け以降加速をさせ、2月27日の協定の締結並びにそれに伴う報道発表へと至ったものです。そのため、発表の時期につきましては、特に、執行部として何か狙いを持ったというものではございません。また、相手方の組織で、正式に意思決定の手続を内部的にとる必要もあり、事前に対外的にお話しするわけにもいかない事情というのもございます。なお、テナントの決定は、議会の承認を得なければならない性質のものではありませんが、対外発表の前に、何らかの形で議会にお伝えしたほうがよいと判断をし、2月19日には、原議長に、協定の概要をお伝えするとともに、協定締結式の出席の案内もさせていただきました。その後も、特に、原議長からは、他の議員にも説明をしてほしいといったような要請も特にはございませんでした。最後に、施設名の公募についてお答えをいたします。現段階で、本拠点施設には、愛称を含め決まった名称はございません。町民の皆様から愛され、町外の方から覚えていただきやすい親しみのある名称は不

可欠であると認識をしております。施設の名称の決定につきましては、ただ今議員からも、大変建設的なご意見、ご提案もいただきましたので、町内外からの公募方式も有効な選択肢として、今後検討してまいりたいというふうに思います。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

ただ今答弁をいただきまして、1 点確認をさせていただきたいんですが、この施設は、町が建設をされるということで、運営自体はテナント方式で運営者を決めていかれると思いますが、施設自体の管理者、いわゆる大家というのは、美郷町ということよろしいですか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今のご質問でございますけども、施設の大家としては美郷町の町のものでございます。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

大家さんといいますか、施設管理者が、美郷町ということは施設自体の性質としては、公共施設になるのかなという認識でおりますが、それも、この認識でよろしいですか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

お見込みのとおりで、公共施設と私どもも認識をしております。以上です。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

公共施設であればですね、今後、長くですね、美郷町町民にとって使いやすくて親しみやすくて、使い続けていただける施設になることが、求められるというふうに思います。そうする中で、必要なのはですね、公共施設であれば丁寧な住民説明であったりとか、周知ですよ、この事業の周知等が必要だというふうに考えております。ですので、今回質問をさせていただきました。先ほど答弁のあった 1 番から 5 番までの順番で追加で質問をさせていただければというふうに思います。意見集約についてでございます。答弁でありました日頃の不満、生活をしていく上での不満の裏返しである事業に対する期待ということを皆様から回答があったということではありましたが、その他で、どのような意見が出たかという、ここに、今回答弁をいただいた以外でどのような皆様からの意見があったかというのをお知らせください。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今の町長答弁の以外で何かこう要望があったかというふうなところでございますけども、具体的にはここの中で書いてあります日用品が買えるお店っていうふうなところがありました。その中で、やはりお年寄り方から、やはり下着を買うところがないというふうなところの要望もありまして、そこのところを受けまして、今度の、今の JA が行います日用品の、やはりお店にはそういったものをこちらとしても要望していきたいなというふうに思っております。具体的な例といたしましては、以上です。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

はい。ありがとうございます。様々意見を出されたかと思えます。この検討委員会は、12 名で構成をされている。その他に連合自治会、町の会議での意見出しをされたということではあったかと思えますが、ふだん利用される方の多くというのは、この方、皆様以外のいわゆる一般の方っていうのが多くあるかと思えます。なので、意見集約の回数であるとか、手法であるとかっていうところに、少しですね、不足があったのかなというふうには思っております。ですが、先ほどおっしゃられたようにですね、下着を買うところがないので困っているというような声私も実は聞いておりました。そういったところが、しっかりと計画に盛り込まれるのであればこれから、より良いものにしていかれるよう期待をしていきたいというふうに思っております。それでは 2 番のところで、住民の説明会に関してですが、これまで基本設計の段階だったということで、住民説明は積極的に行われていないということでしたが、やはり構想をつくっている段階で、先ほど私が申したとおり広くですね、意見を聞くべきではあったのかなというふうに思えます。このパブリックコメントの 6 件のコメントがあったというふうにおっしゃいましたが、この数に関しては、多い、少ない、どのような評価をされておられるでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

このパブリックコメントの数ということでございますが、私としてはこの当時の担当課長でもありましたので、率直な意見を申し上げると、少し少なかったのかなというふうな印象を持ちました。もっとあってもいいというふうなところで思いました。ただ、中身的にはですね、やはりこの建設的な意見、もっとこうしてほしい、ああしてほしいというふうなところが多かったかなというふうな印象を受けました。以上です。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

この住民説明会、形式は問わないんですけども、答弁にあったこと以外で、特に地元粕湊の方が利用が多いのかなというふうに思いますが、粕湊、地元に対してのこういう計画で、こういう構想でというような説明をされた経緯はありますか、

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

この要望のありました粕渚連合自治会に関しましては、つい1週間前でしたかね、役員会のほうでございまして、ちょっと私と担当係長と出向きまして、今回この基本計画が基本設計ができ上がったという段階で地元説明の方はさせていただきました。そのところの中でもですね、やはりいろんなご意見が出て、やはり今、議員おっしゃられるような、ちょっとこう説明が、やはりなかったのではというふうなところのご意見もございましたし、今日この話を聞けて本当によかったと、いろんなことがわかったというふうなところのご意見も多数聞きましたので、そういう時のお受け止めに関しましては、決して否定的なものではなかったというふうな認識を持っております。以上です。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

私の質問の3番の今後のスケジュールにもかかってくると思いますが、やはり、説明が少ない、十分されていないとおられる方というのは、非常に多くあるかと思っています。ただ、説明をされればですね、先ほど、行田課長おっしゃったように、かなり期待をされるといったところ、希望を持つといいますかですね、待ち遠しくなる、オープンが待ち遠しくなるような考えになられる方っていうのも多くおられると思います。そこで今後のですね、具体的にどういった形で周知をしていこうというようなスケジュールとか、手法とか、現在決まっているところでお示しいただければと思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ご質問ありがとうございます。今回詳細設計を今後進めて今行っているところの状況で、ホームページもですね、パース図を完成予想図といいたしまししょうか、そういったものを載せておるんですけども、やはりこれはやはり広く、皆さんにも知ってほしいっていうところの部分で、この建設の現地にですね、そういった看板を掲げるとかっていうことも一つの方法かと思っています。そういったことも私どもやっていきたいですし、やはりホームページというのが立ち上がりましたので、今後これを有効活用しまして、逐一、現場ではこういうことをやってますと、見に行けない方に、そういったふうな周知の仕方を積極的にしていきたいなというふうに思っております。以上です。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

様々な手法で周知をされていかれるのかなというふうに思いますが、ホームページであるとか、看板を設置されるというのは、その場に直接行ってですね、その看板を見たり、ホームページを自分で調べて見に行かないといけないというような性質上ですね、その場に、説明会として会場を用意してですね、こういう計画があるんだよというよう

な説明を聞くような直接聞くような場というの、しっかりと設けていただきたいと思います。ですが、そういった計画は、現在のところありますでしょうか。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

現時点では、今、説明の場というのは設ける予定はございません。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

説明の場、特にこの公民館でとかっていうような場を設けるという、現在では計画がないというふうなお答えだったかと思います。で、少しですね、質問の順番前後しますが、私自身、議員としてですね、しっかりと住民の声を聞く立場でもありますので、住民説明等でお手伝いができることというのが、どこかあるんじゃないかなというふうに思っています。で、私自身細かいところまで、担当職員ではないのでわからないところもあるので、協力をし合ってですね、住民説明あれば私も出向いて行って、一緒になって説明をしていきたいなというふうにも思います。そういったですね、活用、私個人といますか、議員を活用していただくような計画をしていただければなというふうに思います。これはお願いとして、伝えておきます。4 番の報道発表に関することでの質問ですが、報道発表自体の狙いといいますか、時期自体は指定をされておらずに報道が発表されたと、新聞に発表されたということだったかと思います。ただですね、記事の内容的に 2028 年を目途に開業するというような書き方をされておられました。で、現在、議会で審議中の内容でもありましたので、言葉尻一つずつを捉えてどうこうというわけではないんですが、そういった記事を初めて見て、初めてこの計画に触れた方に対して、混乱が生じてはいけないかなというふうに思います。この計画自体は初めて知ってですね、目途に完成予定とか、まだ審議の途中で確定をされてない内容だったかなというふうに思いますが、そういった発表で、混乱があったとか、何か、これはどういうことだみたいな問合せがあったか、なかったか。まずはお知らせください。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

先日の報道発表以降に、混乱とかこちらへの苦情というものは伺っておりませんで、建設の予定というこれはある報道の書き方ということなので、町がそれに対してどうこうって言えるスタンスではないかと思っております。ただ、町としてもですね、一応建設スケジュールとして、議会のほうにも建設予定スケジュールをお示しをしておりますので、それをもとに報道機関としては、ああいう報道発表をされたというふうに承知をしております。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

報道発表に関しては町が指定できるところではないところもあると思いますので、なるべく混乱の広がらないように、努めていただければというふうに思っています。それでは5番の愛称の募集に関して関連してではあるんですが、愛称募集一応検討されるということではありましたが、愛称募集以外でも小さなことでもですね、住民がこの計画に参画できる、参加ではなくて参画できるような何か取組であるとか、考えというのは、現在検討されておりますでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ご質問ありがとうございます。議員のご質問のやはり施設の施設名の公募っていうのはまず1人一つかなと思うんですが、その他にもですね、これから施設をつくり上げていく中で、いろんなことを決めていくっていうところがこういう場面場面があるかと思っています。そういったときに、これはちょっと町民の皆さんに聞いてみようとか、っていうふうなところがもしあれば、そういったところはこちらのほうからアナウンスをしていきたいなというふうに思いますが、そういったところの部分が、今後それどれだけ出てくるかってのはまだ未確定ではございますが、そういったことを繰り返しになりますけど、そういう場面があれば、そういうふうなアナウンスは、ぜひ発信をしていきたいなというふうに思います。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

前向きなお話をありがとうございます。まず一つ前に戻りまして、2028年度に開業するというふうに言い切って書いてあった点につきまして、こちらが原稿を渡して、こう書いてくれって言ったわけではありませんので、あくまで、それは、報道側が書かれたことだと思いますけども、当日、質問が幾つかありまして、これは、いつ頃、完成予定なんですかっていう質問があるテレビ局だったかな。からあって2028年度内の予定ですっていう形でお答えしましたので、それを受けてどういうふうに書かれたかというところまでは申し訳ないんですけども、こちらとしては関知はしておりません。それと住民参画ができるものということに関しましては、おっしゃるように、この施設が町民に親しんでいただいて、長く利用していただくということが重要になります。それともう一つは、やはり、人口がどうしても減少はしていきます。毎年100人ずつ減っていく。そうなりますと今4000人を切ってる人口が、10年後には3000人を切ってしまうと。そうした時に、今、物販店ですとか、飲食店を出しても、4000人が3000人の利用者になってしまうので、町民向けの施設ではありますけど、町民向けだけの商売をやったら、恐らく商売がやっていけないので、それは町民のためにもならないので、やはり町民に親しんでもらうというところをメインに置きながらも、町外からもたくさん来てもらおうと、これは両方大事なものだというふうに思っております。ただメインとしましては町民にしっかり使っていただく。ご利用いただくということが大事ですので、ここから実施設計に今入っております。ですので、テナントをメインテナントを3

月までに、決めたかったというのも、この実施設計のところで、細かい話ですけどコンセントどこに置くかとか、大型の冷蔵庫をどこに置くかとかレジをどこにしたいっていうのも、やはり詳細設計の中でできるだけ組み込んでいきたいという点から、この時期を、あらかじめ去年から明示をさせていただいております。ですので、ここから実施設計になっていくとどんどん具体的なものが出てきます。そうすると、ハード面もさることながら、ソフト面のところを、だんだん検討していかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。例えば、今回発表させていただいた中でも、この産直市の強化っていうところを例えば出してあります。そうすると産直市、これは買物をされる側の面もありますけども町内の農業者の声もやはり聞いていかなきゃいけませんし、JA島根さんは、竹下組合長とも、ここに至るまで何回か直接一対一で、私も意見交換をさせていただきました。大変前向きにお考えいただいております。こだわってらっしゃるのが、JAの立場として食育、農育というのに、こだわっていかないと将来先がないと、人口減少の中で、こういうふうなお考えをお持ちで、特にこのソフト面での食育、農育っていうところにこだわってらっしゃいますので、そうなりますと、そういう食育、農育、体の健康にどれだけいいかとかですね、そういった観点からも、町民の皆さんには、例えばこういうふうなセミナーを開いてほしいですとか、だっていうようなところも聞くべきじゃないかというふうに思っております。いずれにしても、ここから詳細の設計がどんどん始まり、かつ、ハードからソフトのほうに検討が移っていきますので、そうなりますと、利用者、それと、出品者例えばチャレンジショップも、これも1週間とか2週間単位で出店をしていただきますのでどんな店を出してほしいかという利用者側のお話もあるでしょうし、商工業者からは事業者からは、こういう店をこの時期に出したいっていう話もあるでしょうし、いずれにしても、その辺ソフト面を、検討するフェーズに入っていくと思いますので、ぜひとも、住民が参画できるような、そういうふうな機会をつくっていききたいと思います。ぜひ、先ほど、松浦議員からは、議員としても積極的に一緒にやっていきたいというお話をいただきましたので、ご相談もいろいろさせていただきながら、前向きに、町全体のプロジェクトとして成功するように、一緒にやってまいりたいというふうに思います。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

今参画、事業参画というところでチャレンジショップということも一つワードとして出てきたと思います。チャレンジショップは、本当に、出店者側ですので参画、むしろ中身の話ではあるんですけども、町内で意欲がある、こういうことをやってみたいとかいう方に、広く周知をされるのも、参画者を増やす一つ要因といいますか、きっかけになるのかなというふうに聞きながら思っておりました。もう時間もありませんので、最後にですね、ちょっと改めてではあるんですけども、この事業自体はですね、美郷町の活気であるとか、賑わいというのを取り戻すで、よくも悪くもといいますか、美郷町の未来に対して大きく関わるような転換点になるような事業であるというふうに思っております。審議自体も慎重になる可能性もありますが、町だけでなくですね、議会であったり、住民というのが協力し合ってよいものをつくっていくというような機運を高める、これが必要になってくるのかなというふうに思います。そのために必要なのは、

何度も申し上げるように、丁寧な住民説明であるというふうに考えておりますので、この点は、しっかりと丁寧な対応をしていただければというふうに思います。最後、意見としてお伝えしておきます。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

●原議長

松浦議員の質問が終わりました。

ここで、3時15分まで休憩といたします。

(休憩 午後 3時06分)

(再開 午後 3時15分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告7、7番・牛尾議員。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

7番、牛尾でございます。本日最後の質問になります。どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。前回、一般質問をパスしました。本当に久しぶりにこの場に立ってですね、発言をするような気分であります。私、本日は1点について、ご質問をさせていただきます。持続可能な飲料水供給体制についてということで、お願いします。まず初めに、町の水道行政の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。町の簡易水道事業につきましては、公営企業会計を適用し、令和6年3月に策定した町水道ビジョンに基づく、計画的な経営が行われております。一方で、町が設置し、集落等地元組織が指定管理者となって管理している簡易給水施設、また自家用井戸による飲料水確保が並存している状況にあります。町水道ビジョンの第1章に、生活基盤、利便性の高い快適な暮らしを実感できる町を目指す上で、安心して飲める水の安定供給を水道施策の方向性として挙げておられます。これは水道法に基づく簡易水道事業に限定されたものではなく、簡易給水施設、自家用井戸を含めた飲料水全般をに対する方向性を示したものとして受け止めております。そこでお伺いをいたします。町における飲料水確保の在り方について、簡易水道事業以外の簡易給水施設や自家用井戸を含め、どのような基本方針を持っておられますか。また、現在の水道ビジョンは、簡易水道事業に限定されていますが、町内全体の飲料水確保体制を総合的に位置づける計画へと発展させるお考えはありますか。また、次に、集落等地元管理の簡易給水施設の将来見通しについてお尋ねをいたします。今議会の冒頭におきます町長の施政方針にもありましたように、近年町の人口は毎年100人程度の減少傾向にあります。また、高齢化率も48%を超えるなどの状況を考えますと、簡易給水施設を地元で管理していくことが、今後は一層困難になることが予想されます。そこでお伺いをいたします。簡易給水施設について、将来的な維持可能性をどのように評価しておられますか。また、地元で管理出来なくなった場合の代替措置は想定しておられますか。また、将来的に、町の直営化や、簡易水道への編入

等を検討するお考えはおありでしょうか。次に、自家用井戸の安心安全についてお尋ねをいたします。町内には、簡易水道でもなく、簡易給水施設でもなく、個人が自家用井戸を掘りポンプを据付けて飲料水を確保しておられる方々もおられます。今回、一般質問するにあたり若干名ですが、自家用井戸を利用している方にお会いし、話をお伺いすることが出来ました。いずれの方も、水質検査は実施しておられず消毒も行われていない状況でありました。今後、井戸給水設備の老朽化などにより、衛生リスクが懸念されます。そこで、お伺いをいたします。町として、自家用井戸の利用実態をどの程度把握しておられますか。また、水質検査の受検状況及び結果について把握をしておられますか。給水ポンプ等の更新や衛生確保について、どのように対応しておられるでしょうか。最後に、町全体の飲料水の安全保障の観点からお尋ねをいたします。水は私たち住民の生命と健康を支えるかけがえのない基盤であります。地域で暮らす全ての人々が安心して日々の生活を営むためには、安全で安心した水が確保されなければなりません。人口減少、財政制約、施設老朽化が進む中で、町全体として持続可能な水供給体制をどのように構築されるのか。簡易水道事業、簡易給水施設、自家用井戸を含めた町全体の飲料水政策、この将来像について、町長の所見をお伺いします。どうかよろしく願います。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、牛尾議員のご質問、持続可能な飲料水供給体制をについてお答えをいたします。水は、住民の皆様の暮らしを支える最も基本的な基盤であり、その確保は、町政の重要な責務であると認識をしています。その一方で、本町は人口減少や財政規模の制約という現実にも直面をしており、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な仕組みづくりを進めていく必要があります。それでは1点目のご質問町の水道行政の基本的考え方についてお答えをいたします。まず、本町における飲料水確保のあり方についてです。本町の簡易水道事業につきましては、公営企業会計を適用し、水道ビジョンに基づき、計画的な経営を行っています。これは地方公営企業として、町が経営責任を事業であり、今後も健全経営と安定供給に努めてまいります。一方で、町が設置し地元組織が指定管理者として管理運営をする簡易給水施設、さらに、個人が設置管理をする自家用井戸につきましては、それぞれ性格や責任主体が異なります。町としましては、簡易水道事業は、町の公営事業として責任を持って運営する一方、簡易給水施設は、地元組合等が主体となり、維持管理運営計画のもとで自立的に運営されるべきと考えています。自家用井戸につきましては、あくまでも個人の施設であり、設置、維持管理は、利用者の責任において行われるべきものと考えています。したがって、町内の全ての飲料水確保手段を一体の行政計画として、統合的に管理する考えはございません。それぞれの制度趣旨と、責任主体の違いを踏まえた対応が基本となります。次に水道ビジョンを、町内全体の飲料水確保体制を位置づける計画へ発展させる考えはないかという点についてです。水道ビジョンは、あくまで簡易水道事業という公営企業の経営計画であり、その対象や責任範囲は明確に限定をされています。簡易給水施設や自家用井戸は、制度的にも、運営主体的にも、別の枠組みにあるものであり、水道ビジョンの中に包括的に位置づけることは適当ではないと考えています。続きまして、2点目の集落と地元管理の

簡易給水施設の将来見通しについて、にお答えいたしますまず、簡易給水施設の将来的な持続可能性についてです。簡易給水施設は、指定管理のもと、地元組合などが主体となり、各自の維持管理運営計画のもとで、管理運営されるべき施設です。町は、設置者として、年1回の水質検査など、一定の関与をしておりますが、日常の管理運営責任は、地元組織にあります。人口減少や高齢化の進行により、将来的に運営体制の維持が課題となる地域があることは、当初より想定をしておりますが、まずは各組合において、将来の見通しを踏まえた運営体制の確立を図っていただくことが基本であると考えています。将来的に地元管理が困難となってきた場合には、地域の実情や合意形成を踏まえ、管理不能となる前に、民間の水道業者または個人等への維持管理業務の委託や、近接する他施設の水道組合との統合などを個別具体的に検討する必要があります。町の直営化や簡易水道への編入につきましても、財政負担や受益者負担の公平性を慎重に検討する必要があります。現時点で方針として進める考えはございません。あくまで例外的な対応として、個別判断をするものです。次に、3点目の自家用井戸の安心安全についてお答えをします。自家用井戸は個人施設であり、その設置、維持管理、水質管理は、利用者の責任において行われるべきものです。町として、利用実態を網羅的に把握する立場にはなく、水質検査の受検状況や結果につきましても、包括的に把握しているものはございません。また、自家用井戸を行政計画の中で、整備更新の対象として位置づけることは、その性質上、適当ではないと考えています。ただし、飲料水として使用をされる以上、衛生確保は重要であることから、現在ある補助金交付要綱の拡充の検討や、定期的な水質検査の必要性につきましては、周知、啓発を行うことが必要であると考えています。最後に、4点目、町全体の水安全保障の観点から、将来像につきまして、お答えをいたします。もちろん水は、住民生活の基盤であります。その確保の仕組みにつきましては、一様ではありません。本町においては、公営企業としての簡易水道事業、地元主体による簡易給水施設、個人責任による自家用井戸が並存をする体制そのものが、地域特性に応じた現実的な形であると認識をしております。今後の水政策の将来像につきましては、全てを行政主導で一元化をすることではなく、それぞれの責任主体を明確にしつつ、必要に応じて協議連携を図る役割分担型の体制を維持することだと考えています。町としましては、公営事業の持続可能性を確保するとともに、地元組織との連携を強化をし、必要な助言や技術的支援を行いながら、現実的かつ持続可能な飲料水供給体制の維持に努めてまいります。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっと細かなことを確認させていただきながら議論を深めていきたいというふうに思います。まず、初めにですね、簡易水道ですね、水道法に基づく簡易水道、これの給水人口方法は、水道ビジョンの計画段階の数字になると思いますけども、これで見ますと、令和7年度約3000人だったかと思っております。これを町人口比で見ると大体75%になるかなというふうに思いますが、これでよろしいでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

給水人口、現在、給水人口の割合だと思いますが、ビジョンは予定の人数ですので、現在の最新のデータでいきますと、令和7年の3月31日現在です。1年前でいきますと、行政区域内人口が3981人、簡易給水区域内人口が3271人、普及率にいたしますと82.2%になります。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

簡易給水内人口と簡易給水、ごめんなさい、簡易水道ですね、簡易水道の給水範囲というのがありますよね。その人口と給水、簡易水道の給水人口というのは、ほぼニアコールと思ってよろしいんですね。当初は下がっていく計画だったけども、そんなに下がっていないという現実があるということですか。わかりました。あの数字は、相当厳しい数字を掲げていたと、ビジョンの中でですね、掲げたということで、現在3981人、(3271人ですとの声)

●牛尾議員

3271人。3271人ですね。ということは、8割ぐらいということですね。はい、分かりました。あとの2割ですね。2割というのは、簡易給水人口と、井戸、その大体、人数割合というのは分かれますか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

先ほど牛尾議員申されました残りの2割になりますが、簡易給水施設ですね、今、指定管理をしております簡易給水施設がですね、今、町内16箇所ございます。この給水人口というのが445人、率で11.2%になります。それとはまた別に、簡易給水施設とは別にですね、昔からある共同井戸ですとか、集落で施設を持っておられるところが、町が把握しているところが、何箇所かございまして、その人数が53人、これは1.3%。残り212人、こちらが自己水源になろうかと思いますが、先ほど、議員おっしゃられました井戸、また、その中にもですね、もしかしたら、共同で、2、3件で井戸なり、沢から水なりを取って使っておられるところもあるかもしれません。以上です。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございます。今回、この質問するにあたり、いろいろと資料を探して調べてみたり、関係機関に情報もらったりというような形で、調べさせていただきました。今、8割ぐらいが、水道法に基づく町の責任において経営しているということでございました。これは、その8割ってというのは、旧大和村、旧邑智町で、大体同じように8割、8割ぐらいというのは確認できますか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

ちょっと今、分けた資料はございませんが、この8割、残りの2割というところ、1割部分ですね、すいません。1割部分の簡易給水施設というのがですね、ほぼ旧邑智側にありますので、大和側のほうが、簡易水道の方の普及率的には多いのかなとは思いますが。以上です。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございます。私もちょっとはっきりした数字は中々つかめないんで、多分そうなのかなと。あとの簡易給水施設のところでも、確認させていただこうかなと思いましたが、そういう感じを持っております。それで何が問題だというふうなことは、特に今ここではちょっと私も言及し切れない部分がありますので、一応確認だけはさせていただこうかなというふうに思いました。で、現在、漏水のひどい部分をこれまでですね、漏水のひどい部分を優先的に管路の修繕や更新に取り組んでいただいているというふうに思っております。そのことで、漏水率もいい傾向に改善されてきているというお話は伺いました。ただ、これもビジョンを見ての話なんですけども、1日当たりの給水量が、令和5年度の1433立米立方メートルから10年後の令和15年、ビジョンをその計画になってますので、これで見ると、1日当たりの給水量が58%まで落ちるような傾向、人口減、それだけ進むということでもあります。そうした時にですね、なかなかこれも答えにくい話だと思うんですけども、人口減が確実に減っていくということは、もう見込まざるを得ない、残念ながら見込まざるを得ない状況ですので、その中で、簡易水道の区域ですね、見直すというふうなそれも検討課題に入ってくるというふうな、お考えをお持ちでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

先ほど議員おっしゃられました今後の簡易水道の区域が、給水人口も減ってきて、どうするかというところです。確かにですね、簡易給水の区域というのは、人口、家が一応密集したところにあります。ただ、このうちの一部こう離れたところが、誰もいなくなったり、例えば、数件になった。ここの長い管路を維持管理していかなければいけないとかっていうふうに、将来的にはなってくるかもしれません。そうなった場合ですと、そこをいったん切って、そこに小さな施設をつくるですとか、もしくは、今少し国の方も話が出てきつつあるんですけど、そこへ、タンク、水を運んで、つくるのではなく水を運んで、上水のタンクの方へ水を入れて、それで、給水してもらおうというそういうような方策も検討しつつありつつという話は聞いておりますので、また、もし、もう本当に1軒2軒になってしまえば、そこへ個人の井戸を掘っていただくというほうが、手取り早いといえますか、安価で済むというようなことも考えられます。

●原議長

7 番、牛尾議員。

●牛尾議員

私も今給水ポンプで、本当に規模の小さい範囲にはですね、そういう手もというふうな記事をいろいろ調べてる中でですね、国はもう検討してると。実際、そういう試験みたいなことも、やったりしているんだったかなというふうな情報も見ることができました。ただ本当に何て言いますかね、今まで水道をひねれば水が出る環境ということで、簡易水道の恩恵を扱っている方々については、それよりもなかなか条件が悪いということになってくると、なかなか受入れがたいという、そういう住民との折衝事というのが入ってくると思うんですけども、町長の答弁にも最初ありましたように、なかなか財政的な厳しさというものが、町にもろに被ってくることなであります。ということで、悩ましい問題ではありますけども、ただ、これは絶対おろそかにすることの出来ない最重要課題でもありますので、慎重にやはり議論はしていけないといけないというふうに、私も思っております。それに関連してですけども、県が広域化の検討をしておりますね。私も広域化計画を取り寄せて幾つかダウンロードしてですね、一応、読ませていただきました。なかなか、本当にこれ、どこまでやるんだろうかと思うような内容があります。その中で大変気になったのはですね、広域化推進プランを策定して、市町村の区域を越えた広域化ですね、その中の具体的なものとして、君谷浄水場、これはもうオープンになってる情報ですので、具体名を出しますけれども、君谷浄水場廃止し、大田市伊勢階浄水場の余剰水を活用する内容が、要は、伊勢階からパイプ引っ張ってきて、君谷の給水が出来ないかというふうな具体的プランが上がってます。10 年後ぐらいには、もう工事着工だみたいな、そういう大ざっぱなスケジュールが立ってるんですけども、これについて、ちょっと町としてのコメントをお願いしたいと思います。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

ただ今の牛尾議員のご質問ですが、島根県でですね、水道広域化推進プランというところで、急激な人口減少ですとか、管路の老朽化に伴いまして、こうした中、いかに、水道事業を運営していくかというところで、広域化っていう話が出てきております。その中で、このプランがですね、町と町、町と市とか、間の比較的近いところにある施設と施設をピックアップして、プランの中には、5箇所出てるんですが、そういう意味での、割当てといたしますか、1 番近いところなんでという、できるんじゃないかいうことで上がっております。このプランが令和 5 年の 3 月ぐらいからですね、スタートしてやっておるんですが、なかなかプランが 9 つぐらいあるんですけど、施設の統合ですとか、水質検査を一緒にしてみたらとか、メーター等一緒に買ってみたらとか、いろいろあるんですが、どれもですね、やはり経営が、絡んできますので、まずは、経営の一体化について、取りあえず集中して議題を進めることにしております。今進めてきてはおるんですが、経営の統合につきましても、各市町の財政状況ですとか、施設整備水準等、各団体によって違いますので、なかなか検討、合意形成というのが、長期にわたって今検討しているというところで、なかなか進んでいないのが現状でございます。

●原議長

7 番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございます。お伺いしますと、プランには上がってるけども、実際、この分について具体的なその計画に沿った作業みたいなものは、特にないよということなんだろうと今の答え。それよりも、県全体での経営ですね、経営の一本化についてといての協議のほうで、優先的に行われるべきじゃないかということで、全体として、広域化プラン自体もなかなか、相当難しいこれ話ですよ。だから、経営的な部分も一体化に向けての議論を優先的にやっていったほうがいいじゃないかという、全体的な傾向だというお答えだったかというふうに思います。元にちょっと戻った質問なんですけども、8割ぐらいのいわゆる水道法に基づく町の責任においた経営部分ですね、これについては、ちょっと、具体的な数字をお持ちでなければ感覚でもいいんですけども、近隣他町と比べたときの位置づけみたいなものは、いいところにある程度いってるのか、それとも若干低いのかみたいなお伺いします。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

今おっしゃられました給水普及率というところですかね。8割ぐらいの。これがですね、先ほど、お示ししました数字は、今の行政、1番最新の町の、先ほど、私の方で出しました数字でして、7年の3月31日現在ですが、島根県の方で、水道の統計が出ております。それに、それはですね、ちょっとあの数字が、人口のほうで推計人口で計算しておりますので、若干数字は違うんですが、それで見ますと、美郷町は、推計人口、これ令和6年で、6年が最新6年3月31日が最新ですが、美郷町が85.2%、川本町が87.2%、邑南町が89.4%と、この邑智郡がなぜか90%以下というところで、残りは、皆どこも90%以上になってます。なぜ、美郷町が特に給水率が低いのかといいますと、やはり先ほど言いましたが、簡易給水施設がございますので、そちらの方へ結構とられておまして、これを、ちょっとこれも計算してみたんですけど、簡易給水施設を入れた数字でいきますと、96%ぐらいいきますので、施設設備としては、特に、島根県においても特に低い数字ではないのかなと思います。以上です。

●原議長

7 番、牛尾議員。

●牛尾議員

次に、簡易給水施設の方にちょっと話題を移したいと思います。先ほど16施設、指定管理の施設が16施設ということでありました。私も、条例を見て確認をしました。条例があまりにもちょっと古いんで、今見えるやつがですね、修正されているのかどうかちょっと分かりませんが、パソコン上で表示されるものが、20年ぐらい前になってますので、相当古い数字になってます。先ほども、県が調査したものがあるということなんですけども、多分それは令和4年の資料も含めての話なんだと思いますけども、令和4年の時に、水道の実態調査がされたものをまとめておられます。そこには19施設

上がっております。多分、ちょっとなかなかチーム名、固有名はちょっと出すべきじゃないと思いますので、出しませんが、4、5箇所ぐらいかな多分、比較すると、寺谷簡易給水施設は、条例にもう明記されてますので、寺谷という固有名詞出しますが、あそこは2箇所ありますよね。それを1箇所と数えたりとか、ちょっと比較の仕方が違って来るんですけども、載ってないところが4箇所ぐらいあったかと思ってまして、多分、そこは共同井戸みたいなものかなと思うんですが、それは大体そういうことで、考え方でよろしいですかね。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

確かに19施設ありまして、その共同井戸ですとか、飲料水供給施設になろうかと思っています。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

あとはもう、例えばさっき今言いました、その県で調査した以外、あるいは指定管理に載っている施設以外に、そういったもう何か補助事業を使って、地域で建てた施設ってのは、もう基本的にはないと思ってよろしいですよ。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

古いのはちょっとわかりませんが、基本は補助金を使って建てた施設というのは、ありません。今の簡易給水施設は、大体平成の12年から17年ぐらいにかけて、その15、そして最後港地区を最後入れておりますが、あれが、平成の6年、7年で設置をしております。以上です。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

ありがとうございます。確かに見ると県の調査に載ってる施設というのは平成の初め頃、特に古いものなんだなというふうに思います。いずれにしてもですね、井戸を、簡易給水施設も、基本的には井戸を掘って、それを汲み上げて必要によって浄化して消毒して、配水地に上げて各戸に給水するという形になろうと思っていますので、これが平成15年前後に結構作られておりますので、結構、修繕がこれまでもできるんだろうと思いますけども、今まで主立ったといいますか、大体の施設は1回何かしらのポンプの交換とか、そういうことは行われているんでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

給水施設の修繕の関係ですが、先ほど議員おっしゃられましたように、ほとんどの施設は深井戸を掘って水を取水しております。1か所久保地区はですね、浅井戸、ほとんど横に川が流れておりまして、その横に、浅井戸がありまして、そこからの取水ですので、あそこはちょっと特殊な膜ろ過、粕渕の浄水場と同じ分のちょっと規模の小さい施設ですが、ろ過は膜ろ過で、上水にして、皆さんに供給している状況です。修繕ですが、やはり、深井戸でも、マンガンというちょっと特殊な成分が出るところが、半分ぐらいの井戸でありまして、三瓶山の影響なのか、ちょっとあれなんです、そのマンガンがですね、ポンプに付着をします。定期的にですね、ポンプに付着したマンガンを清掃していただく。また、清掃しても、なかなか今度は、それが故障の原因になったりもします。そういうときは、ポンプの取替えというようなこともあります。以上です。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

私が、この施設について、特に何とかならないかなと悩んだのがですね、やはり、規模が、管理をする地元組織の規模が違うというのが、何とかならないだろうかなと思ってます。1人で守りをしてるところもあれば、それなりの人数、世帯を抱えている地域もあるだろうと思います。まず今の実態としてですね、先ほど言いました。特に今、具体的に議論しやすいのが、指定管理の対象になってるものが、議論しやすいだろうと思いますので、それで見ると、先ほど言いましたように、もう20年ぐらい前の表になってまして、あそこに給水人口なんか書いてるんですけども、もう多分ニーズが半分ぐらいになってるんじゃないかと思ひまして、その辺の実態というのは、お分かりでしょうか。大体半分ぐらいかなとか、そういうのは分かりますでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

議員のご質問のどれぐらい減っているかですが、ちょっと何箇所か。
(分かるところだけでいいですとの声)

●三上建設課長

分かるところだけですか。例えばですね、久保ですね、久保法田簡易給水施設、当時74人だった給水人口が、今33人になっておりますね。明塚で36人が現在19名。石見が40名が、今11名というふうに結構減っているというのが現状でございます。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

本当に、私も、できる限り見て回りました。特にこの施設があるのは、旧邑智地域が中心ですので、中に入らなくても、どこにあるかということで、ずっと、車走らせて見て分かるところですけども、分からないところもありました。やはり、この地域でこれぐらいの戸数で、これを守りしているんだと。配水池までは行けなかったんです

けども、多分、山の上へ上がっていかないと配水池はないんですね。この管理なんかも全部していかないとけない。登っていく道なんかも常時草刈りしておかないといけないということなんです。場所によっては本当にきれいにその建屋、ポンプや管理が入っている建屋ですね、その周辺綺麗にされているところもありまして、地域によって、やはり差があるのかなというふうに見させていただきました。現実、やはり半分程度に減ってきているということがあって、極端にまだ、極端というか、言えば半分、半分に減って、それでもまだ、それなりの数がいらっしゃるところと、もう困ったなと、確かに見ても、この数字だけ見ても困ったなというところがあってですね、そこは組織を対象にした維持管理をしてください。お金を集めて、何とか自分たちで経費を賄ってやってくださいというところが、やはり立ち行かなくなっているのかなと思って、これは、その中で私が、何かアイデアがあるんだろうかと思ったときに、例えばと思いついた話ですけども、やはり、組織というよりも、1人とか1世帯当たりですね、1世帯当たり、今先ほどの条例で、一つの基準水量とあるいは個人、1世帯負担が8000円とか、そのどちらかで自分たちで、お金をためて、管理経費を賄って作業をなさいます。日々の小さな修理、修繕やりなさいというふうな取り決めでお互い協定を結んで維持管理、指定管理に出しているという状況ですけども、今の人数を見ていただいても、相当厳しくやっぱりなってきたるんだろうと思ってまして、確かにもう全部町が抱えるというのも、これもなかなかそんな容易いことじゃないというふうに私も重々わかります。ただ、その少ないところの負担を減らすためには、個人の基本的な負担額は統一だと。8000円、例えばですよ。例えば8000円納めれば料金払えば、ある程度の管理は、誰かがしていただけるというふうなちょっと、そういうふうな何か仕組みを考えていかないと、なかなか、自分で考えてくださいねっていうところがですね、回らなくなってくるんだろうなと。当然、私もこの話は具体的に今相談を受けて、この質問を考えた訳であります。初めてそういう実態を知ってですね。そうなんだということで、私も水道をひねればいいだけの生活してましたので、そうなんだということで改めて現状を確認をさせていただいて、この一つの簡易給水施設については、なかなかそれぞれが別個にやっていると、なかなか仕組みがですね、難しくなってきたるんだなと。だから個人は、その個人に支障があった時に、個人がこれだけ負担してれば、そこのところは全体として何か回せないかというふうなことを少し考えていく時期に来ているかなと思いますので、これは答弁なかなかすぐできる話じゃないと思いますので、一応課題として持っていただければいいのかなと思って、意見として申し上げさせていただきたいというふうに思います。次に、井戸のほうについて、話題を移させていただきます。井戸の場合は、基本的には、個人所有ということなんで、個人が責任持ってやればということも、これも原則論として、私も理解当然できる訳ですけども、先ほどの簡易給水施設と同じように、これも若干名ですけども、お話を伺うことができました。だから、私らだって、水道をひねれば水が来てくれるのは、とてもありがたいわねというのはやっぱ本音として、皆さん持っておられます。そんな生活できればいいわねという話を持っておられます。まだまだ元気でおられる方は、ちょっとした井戸周辺の管理とか、ポンプの状況を確認したりとかいうようなことはできるんでしょうけど、やはりご高齢になった方が、これからポンプ今動いているけど、今壊れたらどうすりゃいいのかなという、やっぱりご心配を持っておられるというお話もお聞きしました。で、やっぱり、この辺の状況というの

は、実際何かしら衛生管理も含めて確認したほうがいいとか、何かそういうふうな今まで検討されたとかいうふうなことはないでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

個人井戸の方の、衛星面ですとか、そういうところの確認ということですが、県のほうではですね、年に1回の水質検査等を実施するように、ホームページ等では、お知らせをしておるところです。町の方はですね、井戸の補助金を出しておりますので、新しく井戸を作られる時には、もちろん水質検査をしていただきまして、その結果を踏まえた上での補助金ということですので、そのときには、最初の水質検査をしていただきまして、その後、年に1回はしてくださいというお願いはするんですが、実際されているかどうかはご本人さんのあれですので、されているところもあるかもしれませんし、されていないところもあるのではないかと考えております。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

これも、どこまで本当に町が、やらなければならないかみたいな、という話ではないんだろうというふうに思います。一応指導的な役割はしっかりとしておかないといけないというふうなところだと思います。私も県の担当者に電話かけました。県はこういうことを衛生指導も含めてされてますかと言ったらいやホームページに上げてますって、それだけですかって私ガチャンと電話を切りました。ということですね、保健所の方にも行ってですね、町に対して、何らかの県としての指導的役割を渡しておられますかということも確認をさせていただきましたけども、なかなかやはり現実的なものがなかったというのが現実で、ただもう町は逃げるわけにいかないんですよ、もうすぐ目の前なので、町民なんで、だから全部町が、そうした役割を被らないといけないという立場で、大変しんどいという立場であるということも重々私も分かっておりますので、これもどうしたものかと、私のない頭を酒も飲まずに考えました。でですね、当然サービスを自分でやらなくて、誰かがしてくれるサービスを受けるっていうのは、当然これは、お金を支払わなければいけないという、そういう利用者側の責任という義務というの、当然発生してきますので、それは自分でできる人は自分でやればいいし、出来ない人はやはり、それなりの対価を払わなければいけない。これも前提であります。ただ、先ほど言いました高齢者の方がですね、水質検査に行ってくるわというわけになかなかいかないわけですよ。ということで、やり方は、町が全てをとということじゃないですけども、レンタル方式みたいなものが、何か検討にならないだろうかと。だから、井戸のポンプ、それと年1回なのか2回なのか点検管理、電話をかけたら、来てくれる。業者と当然絡んだ仕組みになってくると思うんですけども、井戸水の年1回の定期検査に給水して検査に行ってもらえる。それを一つのパッケージとして、何か提供するような仕組みですね。そういうことを考えて、この水は、利用する方が安心して利用できるんだというふうなことを、これも、私が今すぐ言った1つの、単に一つのアイデアですので、そういう安心感を与えるミニミニ行政サービスみたいなものですかね。そういった

仕組みを考えていかないといけない時期に来てるんじゃないかなというふうに考えています。やっぱりこと、水ですので、なかなか自分の責任でというところで、言い切れる部分はやっぱりしないのかなというふうに思います。行政が、何らかの気遣いですね。気遣いをしていく必要があるんだろうと思いますので、そういうふうな少し踏み込んだ検討も必要になってくるんじゃないかと思います。これもなかなかお答えにくい話、答弁しにくい話ですので、特に答弁は、求めません。で、今回、私もこの質問するにあたり、あれもしてくれ、これもしてくれみたいな質問は、もう当然、前提として出来ないなというお話で、やはり問題点というふうなものを、お互い認識を持っていच्छるんだと思います。他の市町村も私、担当者に電話しました。同じように困っておられました。どうしたものかということで、私、何かいいアイデアがもらえるかなと思って電話をしたんですけども、結局何もなかったということで、どこも困っておられるということです。水っていうのは、市場メカニズムで、やっぱり提供される選択可能なサービスではないということですよね。生命を維持して健康を守り、生活を続けるための基盤、こうしたことは先ほど町長の答弁にもございました。最も重要な公共資源という位置づけにやっぱりなろうかと思います。飲料水あるいは水全般について、その安全と安定ですね、これをやはり確保するということは、行政の基本的かつ不可欠な責務の一つだと。これも最初の答弁、町長答弁にもございました。しっかりとそういう認識を持っておられることを最初に聞いてですね、私も安心をしたところであります。今、アイデアも含めて全てをですね、公営化しなければいけないというつもりは当然ございません。なかなか難しい話だと思いますけども、やはり、実態の把握ですね。これは必要だろうと思います。それと水質管理ですね、これもやはり気遣いをしていただきたいなというふうに思います。管理作業ですね、これも、軽くなる、軽減化する何か手法があれば、助かるんだろうというふうに思います。また補助的なことも含めて、住民の実情に即して、かつ実効性のある支援制度みたいなものも、こういったものが、先ほどの行政の責務のうちの具体的な内容になってくるのかなというふうに思っております。供給の形ですね、形態が、やはり異なるということで、行政の関与の濃淡が大きく、やっぱり変わらないというのが望ましいということだというふうに思います。町全体としてどのように、水の安全を守り抜くのか。簡易水道事業に限らず、簡易給水施設や自家用井戸を含めた町全体の水政策の将来像ですね。やはり、これからも検討していかないといけない時期に来てるんじゃないかなというふうに私は思っております。繰り返しますが、他の行政サービスと異なり、住民が自由に選択できる性質のものではないということで、事後対応ではなくて、予防的な管理措置を体系的に講じていかなければならない性質のものだというふうに、起こってからでは遅いと。起こる前に、予防措置を講じなければいけないということで、今後さらにそうした検討が深まっていったほしいということを強く求めて、質問を終わらせていただきます。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

牛尾議員おっしゃるとおりですね、今後ですね、この簡易給水施設というのは、高齢化、また人口減少によりまして、管理がなかなか行き届かなくなってくるのは、目に見えているところでございます。町といたしましても、今もですね、簡易給水施設のほう

から、これどういうことですか、機械が壊れたりとかですね、これどうなってるんだろ
うかという連絡があれば、すぐに行って、町の方で職員の方で分かるものは対応したり、
ちょっとわからなければ、業者のほうへお願いしたりしております。今後、民間の組合
として民間委託をすとか、そういう民間で働いておられた水道施設をよくわかっとな
方に委託をすとか、ということも考えながら、どういった方法があるのかも検討しつ
つ、町としても、持続可能な施設を維持できるように、検討してまいりたいと思います。
以上です。

●原議長

牛尾議員の質問が終わりました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、明日 13 日金曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

(散 会 午 後 4 時 1 4 分)